

# Kikuchi hokubu

菊池市将来ビジョン

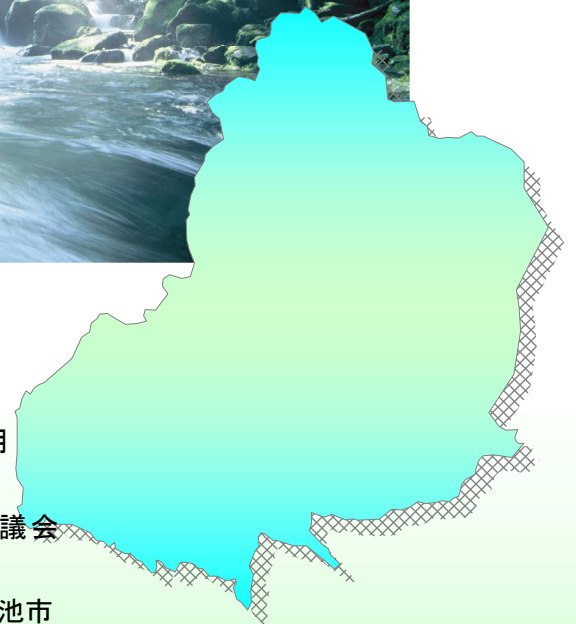
## 新市建設計画



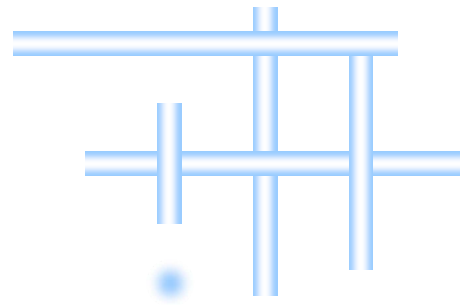
平成16年10月

菊池北部四市町村合併協議会

令和元年12月変更 菊池市



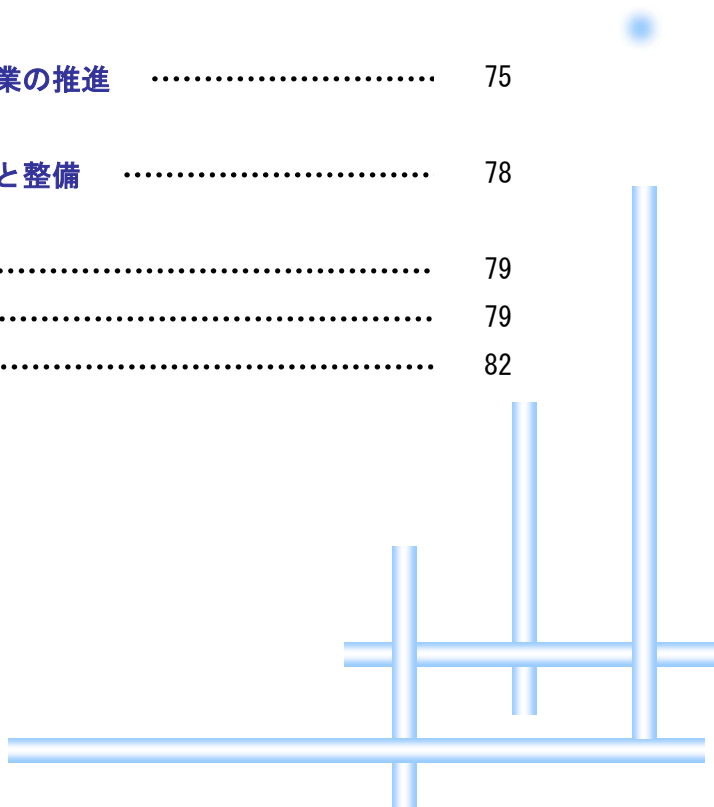




# 目 次

序章 新市建設計画策定の方針	1
1 合併の必要性和留意点	1
(1) 合併の必要性	1
(2) 合併への期待と留意点	3
2 計画策定の方針	5
(1) 計画の趣旨	5
(2) 計画の構成	5
(3) 計画の期間	5
(4) 計画策定における配慮事項	5
第1章 新市の概要	6
1 地域（菊池市・七城町・旭志村・泗水町）の概況	6
(1) 現況	6
(2) 位置・地勢	7
(3) 歴史	7
2 地域の現状と課題	9
(1) 人口・世帯数の推移	9
(2) 年齢階層別人口の推移	11
(3) 日常生活圏の拡大	13
(4) 産業の状況	17
(5) 道路・交通の状況	18
(6) 教育・福祉の状況	18
(7) 公共施設の配置状況	19
(8) 行政運営面等における他市町村との連携状況	19
(9) 行財政の状況	22
(10) 四市町村の特徴ある主要施策	25
(11) 現状と課題のまとめ	28
第2章 主要指標の見通し	32
1 将来人口	32
2 世帯数の推移	33
3 就業人口の推移	34

<b>第3章 新市建設の基本方針</b> .....	35
1 新市のまちづくりの理念 .....	35
2 新市の将来像 .....	37
3 新市の都市構造 .....	40
4 ゾーン別まちづくりの方針 .....	41
<b>第4章 新市の施策</b> .....	44
1 施策の体系 .....	44
2 主要施策 .....	45
(1) 連携・交流の促進 .....	45
(2) 生涯学習の推進 .....	47
(3) 住民参加のまちづくり .....	50
(4) 生活環境の整備 .....	53
(5) 健康・医療と福祉の充実 .....	57
(6) 産業の振興 .....	62
(7) 都市基盤の整備 .....	67
(8) 自然環境の保全と活用 .....	69
(9) 行財政の効率化 .....	72
<b>第5章 新市における熊本県事業の推進</b> .....	75
<b>第6章 公共的施設の適正配置と整備</b> .....	78
<b>第7章 財政計画</b> .....	79
1 前提条件等 .....	79
2 財政計画 .....	82



## 序章 新市建設計画策定の方針

### 1 合併の必要性と留意点

#### (1) 合併の必要性

菊池北部地域の四市町村は、古来は九州地域の政治・文教の中心地として栄え、江戸・明治期には農業技術先進地としての特色を築き、農林業を基幹産業とする地域として発展してきました。

現在、昭和の大合併を経て1市2町1村となっていますが、経済・文化・生活等の様々な分野では密接な関係にあり、市町村界を超えた住民相互の交流が活発に行われています。

また、行政においても、市町村の枠を超えた広域的な行政需要に対応するため、菊池広域連合や菊池広域行政事務組合、菊池養生園保健組合等の共同事務を行っております。

しかし、地方分権の進展、少子・高齢化等大きく変化する社会的潮流の中で、四市町村には、行財政基盤を充実強化することにより、多様化・高度化する住民ニーズに対応していくことが求められています。

その対応策として、市町村合併は有効な手段であると考えられ、四市町村が一体となったまちづくりを進める必要があります。

#### ア 地方分権推進の観点

地方分権の推進が実行の段階に至り、これまで国や県が行ってきた事務や事業のうち、住民に身近なサービスの提供は、市町村の自主的な責任ある選択によって進めていくこととなります。

市町村には、これまで以上の自己決定や自己責任能力が強く求められており、市町村の行政能力の違いが、行政サービスに直接的に影響することが予想されます。

そのため、市町村は地方分権社会にふさわしい行財政基盤を強化し、効率的な行財政運営を進めることにより、地方分権の受け皿としてふさわしい行政組織の構築、行政能力の向上を図っていく必要があります。

#### イ 少子高齢社会に対処する観点

日本の人口構成は、2020年からピークを迎える高齢人口に対し、生産年齢人口はすでに減少傾向となっています。

四市町村でも、平成12年国勢調査における地域の高齢化率は23.4%となっており、地域の年少人口と生産年齢人口は昭和60年の国勢調査から減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

今後、ますます少子高齢化の進行が予測され、地域コミュニティの活力の低下や保

健・医療・福祉における行政サービスの需要が一層進むことが予想されます。

そのため、市町村には、本格的な少子高齢社会に対処するため、提供するサービスの内容が、高度かつ多様になるとともに、その水準を確保することが求められています。

#### ウ 極めて厳しい財政状況に対処する観点

長引く景気低迷の影響を受け、国及び地方の財政状況は極めて厳しい状況にあります。

四市町村の財政状況においても、財源の多くを国または県の補助金や交付金等に依存しており、今後も厳しい状況が見込まれます。

そのため、四市町村には、今後の社会経済情勢の変化に適切かつ弾力的に対応するため、財政構造の改革とともに、行財政基盤の強化、人材育成・確保等の体制整備、行政の効率化等を図ることが求められています。

#### エ 増大する広域的な行政需要に対応する観点

四市町村における住民の日常生活圏は道路整備や車社会の進展等により、ますます拡大する傾向にあります。これに伴って市町村の枠を越えた行政サービスの需要も、増大していくことが予想されます。

そのため、地理的及び歴史的な側面、並びに経済的な側面から密接な関係にある四市町村が一体となって、広域化する生活圏域における住民ニーズに対応していく必要があります。

#### オ 多様化・高度化する住民ニーズへ対応する観点

人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化などに伴い、行政に対する住民ニーズも多様化・高度化しつつあるとともに、保健・医療・福祉等の行政需要が一層増大する傾向にあります。

そのため、これらの行政需要に対応できるよう、四市町村が一体的に、それぞれの特徴を活かしながら、多様で高度なサービスを実現することにより、魅力あるまちづくりや住民福祉の向上を図っていく必要があります。

## (2) 合併への期待と留意点

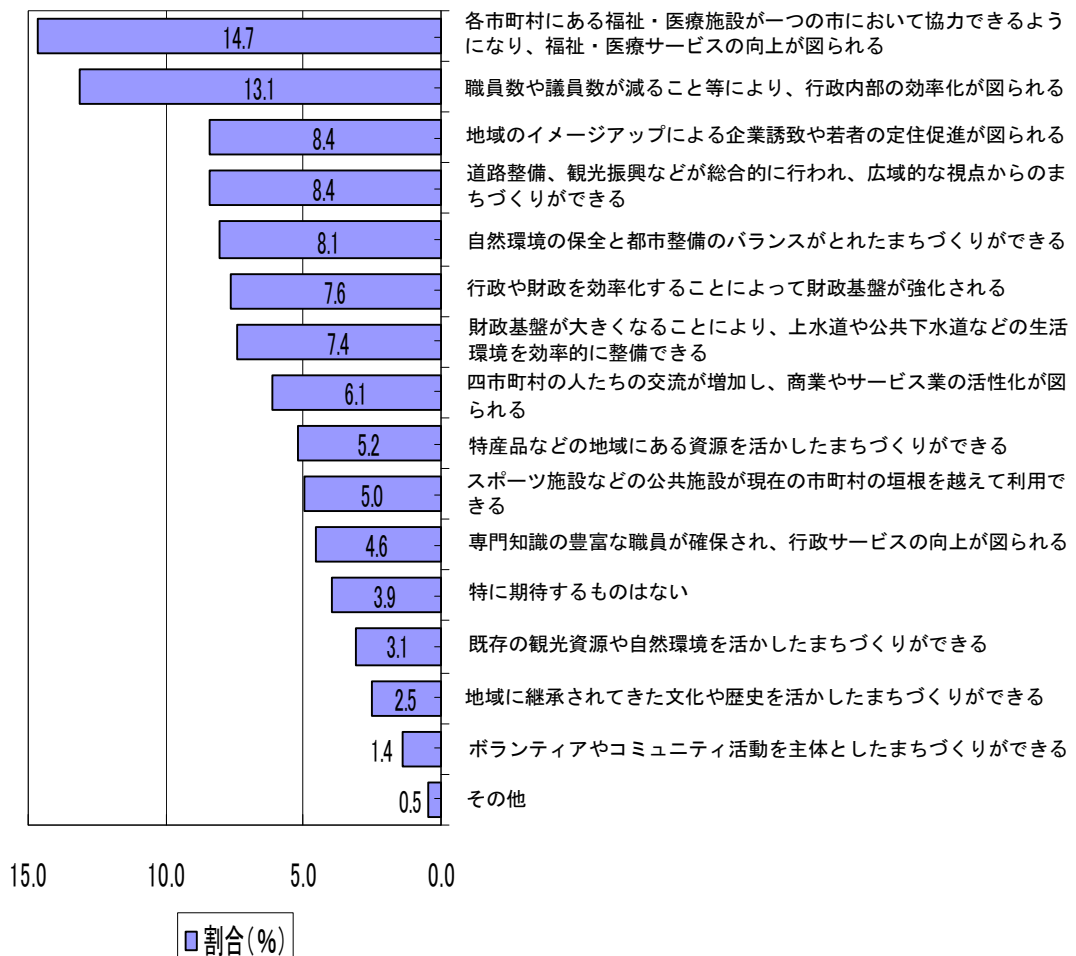
住民アンケート調査結果において、四市町村の合併に期待する項目としては、「各市町村にある福祉・医療施設が一つの市において協力できるようになり、福祉・医療サービスの向上が図られる」が最も多く、「職員数や議員数が減ること等により、行政内部の効率化が図られる」、「地域のイメージアップによる企業誘致や若者の定住促進が図られる」、「道路整備、観光振興などが総合的に行われ、広域的な視点からのまちづくりができる」の順番になっています。

また、住民が懸念し、特に問題を解消して欲しい項目は、「税率や使用料、水道料金などの公共料金が高くなるようにして欲しい」が最も高い結果でした。

次に「合併後の役所（市役所・役場）が遠くなるなど、不便にならないようにして欲しい」、「合併後は一部の地域だけが発展し、その周辺部が取り残されないようにして欲しい」の割合が高くなっています。

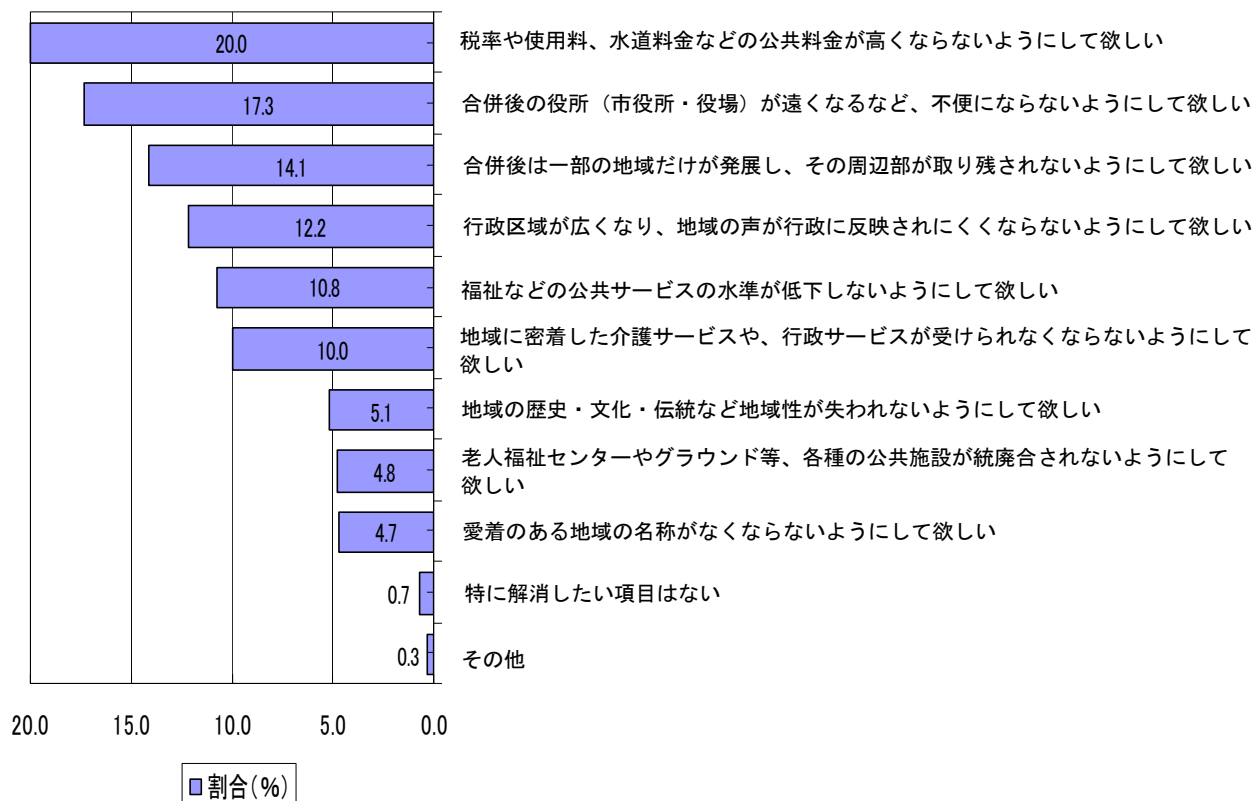
四市町村の合併を進めていくためには、これらの問題に留意しながら施策を推進する必要があります。

### 住民が四市町村の合併に期待する項目（住民アンケート調査）





### 住民が四市町村の合併で懸念し、問題を解消して欲しい項目（住民アンケート調査）





## 2 計画策定の方針

菊池北部四市町村における新市建設計画の策定は、次の基本方針で臨むものとします。

### (1) 計画の趣旨

本計画は、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の合併後の新市建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、四市町村の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう配慮して策定します。

### (2) 計画の構成

本計画は、新市建設のためのまちづくり基本方針、根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

### (3) 計画の期間

本計画における根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成 17 年度から令和 6 年度までの 20 カ年の期間について定めるものとします。

### (4) 計画策定における配慮事項

本計画の策定にあたっては、次の点に配慮します。

- ①四市町村が策定している総合計画、国・県の計画等との整合性を図りながら、新市の将来を展望し、新市が進むべき方向性を定めます。
- ②住民のまちづくりに対する意向を考慮します。
- ③根幹となるべき事業並びに公共的施設の統合整備は、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域のバランスや財政面も考慮しながら検討します。
- ④財政計画については、健全な財政運営が確保されることを基本にして策定するとともに、地方交付税、国・県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないよう留意します。

## 第1章 新市の概要

### 1 地域（菊池市・七城町・旭志村・泗水町）の概況

#### (1) 現況

菊池北部地域（菊池市・七城町・旭志村・泗水町）の概況は以下のようになっています。

	菊池市	七城町	旭志村	泗水町
市町村章				
面積	182.60 Km <sup>2</sup>	20.50 Km <sup>2</sup>	46.59 Km <sup>2</sup>	26.97 Km <sup>2</sup>
	＜四市町村計 276.66 Km <sup>2</sup> >			
人口	27,342 人	5,838 人	5,407 人	14,049 人
	＜四市町村計 52,636 人＞			
世帯数	8,690 世帯	1,569 世帯	1,447 世帯	4,196 世帯
	＜四市町村計 15,902 世帯＞			
人口密度	149.7 人/Km <sup>2</sup>	284.8 人/Km <sup>2</sup>	116.1 人/Km <sup>2</sup>	520.9 人/Km <sup>2</sup>
市町村制施行	昭和 33 年	昭和 43 年	昭和 31 年	昭和 36 年
市町村の花	きく	コスモス	コスモス	コスモス
市町村の木	さくら	きんもくせい	もみじ	さざんか

（人口・世帯数は平成 12 年国勢調査より）

位置図



## (2) 位置・地勢

菊池北部地域は、熊本県北東部に位置し、東部は阿蘇地域、南部は菊池南部地域、西部は山鹿鹿本地域、北部は大分県日田地方にそれぞれ接しています。菊池北部地域四市町村を合わせた形状は扇形となっています。

地勢は、北部の八方ヶ岳から東部の阿蘇外輪山の鞍岳まで山岳が連なっており、地域の大半を森林が占めています。それら山岳からの豊富な水が菊池川本流をはじめとして迫間川、河原川、合志川に流れており、菊池平野を潤し、肥沃な土地を形成しています。

## (3) 歴史

本地域内の菊池市隈府は、延久2年藤原則隆公が菊池氏の姓を名乗って以来、菊池氏24代約500年に亘り九州における政治・文化の中心地として栄え、政治、教育、文化面において大きく影響を与えており、現在でも多くの遺跡が残っています。

その後、藩政期においても隈府は良質な菊池米の集散地となり、商業都市として発展してきました。明治期においては、藩政時代に基礎がつけられた良質の城北米(菊池米)の生産と農業技術の改良によって「肥後農法」が確立された地域であり、その中でも七城町では先駆的な暗きょ排水技術が確立されました。

明治22年、市町村制度の実施により本地域は菊池郡・合志郡の2郡に制度化され、その後明治29年には合併により菊池郡になりました。

さらに昭和28年の町村合併促進法の制定により本地域においても町村合併が行われ、市制、町制を敷き1市2町1村となって現在に至っています。

これらの歴史的背景を基調基盤として、すぐれた自然環境のもとで、新たな地域づくりが進められています。四市町村の明治22年の市町村制施行からの合併等による沿革は、次のとおりです。

### ■菊池市

菊池市は、江戸時代には菊池郡河原手永・深川手永に属し、河原手永会所を隈府に、深川手永会所を袈裟尾に置いていました。その後、明治22年に町村制が施行され、隈府町・河原村・水源村・迫間村・龍門村・菊池村・花房村・戸崎村が誕生しました。昭和31年9月1日、国の方針と関係町村民の要望に応じて8ヶ町村が合併し「菊池町」が誕生しました。

昭和32年2月1日からは、菊鹿村の堀切、稗方が菊池町に合併し、さらに、昭和33年8月1日には「菊池市」となっています。

### ■七城町

七城町は、江戸時代には菊池郡河原手永・深川手永・合志郡竹迫手永に属し21ヶ村によって構成されていました。その後、明治22年に町村制が施行された際、砦村・加茂川村・合志郡清泉村が誕生しました(明治29年に合志郡は菊池郡と合併しています。)。さらに、昭和29年11月1日に菊池郡のトップを切って「七城村」が誕生しました。翌昭和30年4月1日に大字亀尾の一部が泗水村に編入するために分村されています。

その後、昭和43年11月1日に町制が施行され、「七城町」となっています。

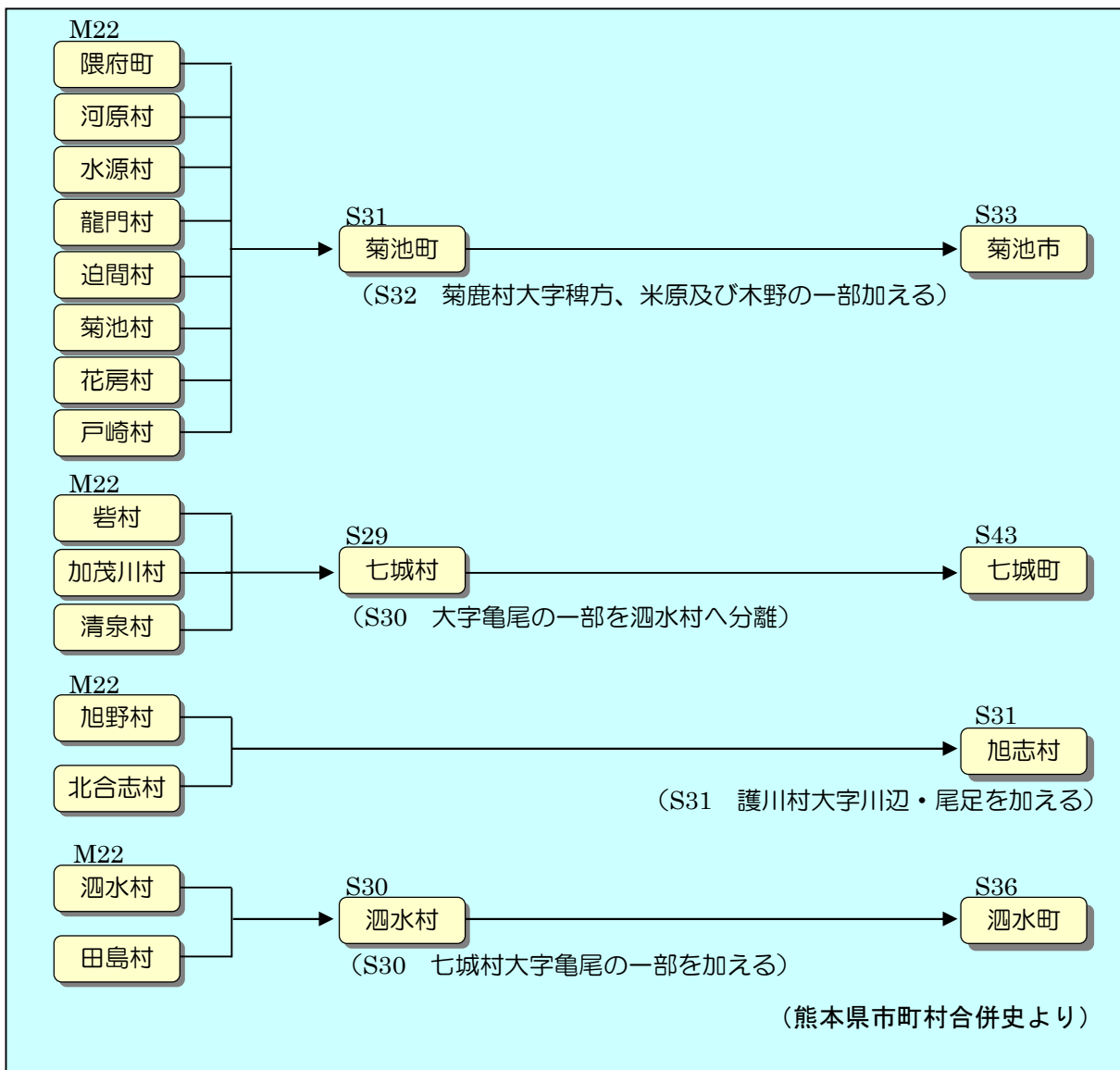
### ■旭志村

旭志村は、江戸時代には菊池郡河原手永・合志郡大津手永に属し11ヶ村によって構成されていました。その後、明治22年に町村制が施行された際、菊池郡旭野村・合志郡北合志

村が誕生しました。さらに、昭和31年5月1日に2村が合併し「旭志村」が誕生しました。同年8月1日に護川村大字川辺・尾足が編入されて現在に至っています。

■ 泗水町

泗水町は、藩政時代には合志郡竹迫手永に属し、江戸末期には手永会所が福本に移され竹迫手永の政治・経済の中心的な役目を果たしました。明治20年には西部5ヶ村（泗水・清泉・西合志・合志・田島）教育土木組合が設立され、高等小学校を開校するなど、広域行政の先駆的な取り組みがなされています。明治22年の町村制施行で、「泗水村」と「田島村」が誕生し、昭和30年4月に泗水村と田島村及び七城村大字亀尾の一部である三万田の合併により、泗水村が発足します。さらに、昭和36年4月には町制を施行して「泗水町」となりました。



## 2 地域の現状と課題

### (1) 人口・世帯数の推移

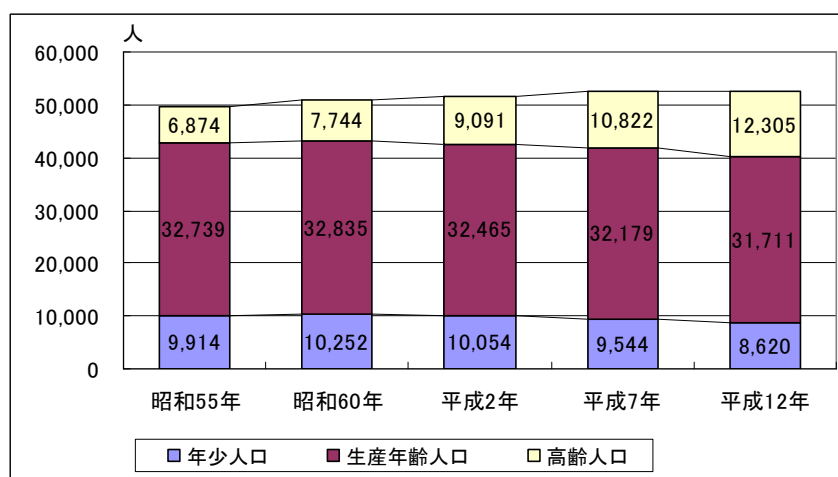
菊池北部地域各市町村の人口の推移をみると、菊池市はやや減少傾向で、七城町と旭志村は横ばい傾向ですが、泗水町が増加傾向であり、全体として増加傾向を示しています。平成12年現在の四市町村を合わせた人口は52,636人となっています。また、年少人口比は、昭和55年には20.0%であったものが、平成12年には16.4%と減少しており少子化が進行していることがうかがえます。

一方、高齢人口比をみると、昭和55年に13.9%であったものが、平成12年には23.4%と増加し高齢化が進行しています。

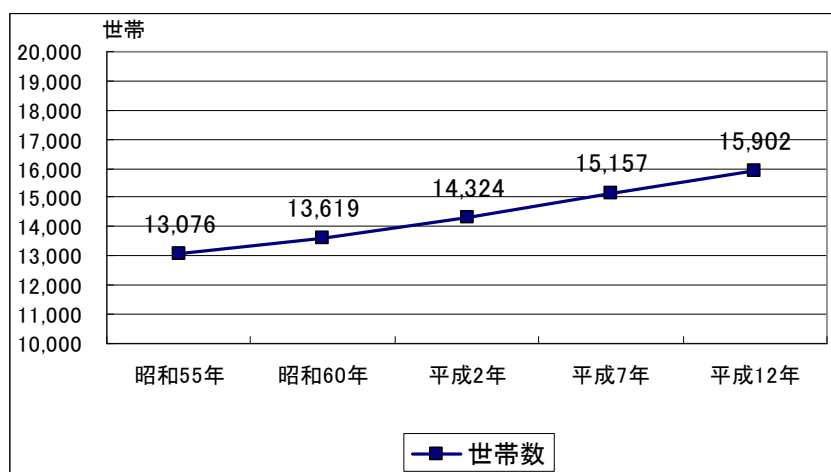
また、世帯数の推移をみると、本地域全体では増加傾向にあり、昭和55年に13,076世帯であったものが、平成12年には15,902世帯と増加しています。1世帯当たり世帯人員は、昭和55年で3.78人/世帯であり、平成12年には3.3人/世帯と核家族化が進行していると考えられます。

今後は、少子高齢化や核家族化への対応策が必要です。

【人口と年齢3分類別の構成比（四市町村合計）】



【世帯数の推移（四市町村合計）】



【総人口・世帯数・年少人口・高齢人口の推移（国勢調査）】

【総人口の推移（単位：人）】

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
菊池市	28,460	28,518	28,166	27,987	27,342
七城町	5,760	5,837	5,883	5,822	5,838
旭志村	5,367	5,384	5,490	5,410	5,407
泗水町	9,940	11,092	12,071	13,326	14,049
合計	49,527	50,831	51,610	52,545	52,636

【世帯数の推移（単位：世帯）】

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
菊池市	7,890	7,977	8,304	8,543	8,690
七城町	1,397	1,411	1,427	1,490	1,569
旭志村	1,291	1,313	1,375	1,387	1,447
泗水町	2,498	2,918	3,218	3,737	4,196
合計	13,076	13,619	14,324	15,157	15,902

【年少人口の推移（0～14歳）（単位：人）】

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
菊池市	5,703	5,604	5,232	4,877	4,308
七城町	1,096	1,142	1,191	1,060	956
旭志村	1,113	1,132	1,079	975	893
泗水町	2,002	2,374	2,552	2,632	2,463
合計	9,914	10,252	10,054	9,544	8,620

【年少人口比（単位：%）】

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
菊池市	20.0	19.7	18.6	17.4	15.8
七城町	19.0	19.6	20.2	18.2	16.4
旭志村	20.7	21.0	19.7	18.0	16.5
泗水町	20.1	21.4	21.1	19.8	17.5
合計	20.0	20.2	19.5	18.2	16.4

【高齢人口の推移（65歳以上）（単位：人）】

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
菊池市	4,025	4,499	5,129	6,050	6,706
七城町	859	963	1,203	1,377	1,532
旭志村	750	813	989	1,193	1,375
泗水町	1,240	1,469	1,770	2,202	2,692
合計	6,874	7,744	9,091	10,822	12,305

【高齢人口比（単位：%）】

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
菊池市	14.1	15.8	18.2	21.6	24.5
七城町	14.9	16.5	20.4	23.7	26.2
旭志村	14.0	15.1	18.0	22.1	25.4
泗水町	12.5	13.2	14.7	16.5	19.2
合計	13.9	15.2	17.6	20.6	23.4

## (2) 年齢階層別人口の推移

男女合計5歳階級別人口をみると、昭和55年、平成12年ともに「ひょうたん型（世代によって人口割合にばらつきがある）」の傾向が見られますが、特に平成12年に関してはその世代間のばらつきに著しい差を見ることができます。

女性の平均初産年齢は28.2歳（厚生労働省2001年人口動態統計）であり、男女ともに20代後半から30代及び彼らの子どもと想定できる0歳～9歳の人口が昭和55年比べて著しく減少しています。

全国平均としては50代前半と、20代後半に人口の集中が見られていますが（ベビーブーム、第二次ベビーブームの影響）、菊池北部では、40代後半から50代前半と、10代前半から10代後半に人口の集中が見られます。

全国平均と比較すると、20代前半から30代前半までの人口の減少が特徴的であるといえます。

これは全国的な大学・短期大学進学率と熊本県内の失業率の高さに起因すると考えられます。昭和40年に17.0%（昭和55年当時の30代前半の世代が該当）だった進学率は、昭和60年には36.3%（平成12年当時の30代前半の世代が該当）と倍増しています。

一方、熊本県内の完全失業率は、昭和45年には2.0%（全国平均1.3%、全国順位43位）、平成2年には3.2%（全国平均3.0%、全国順位33位）であり、全国平均と比較すると高い状況にあったといえます。

菊池北部四市町村出身の高校生の多くは、進学・就職の際に熊本を離れて、そのまま都市部で就職したものと考えられ、この傾向は現在でも続いていると推測されます。

【5歳階級別人口の推移（国勢調査・単位：人・%）】男女合計

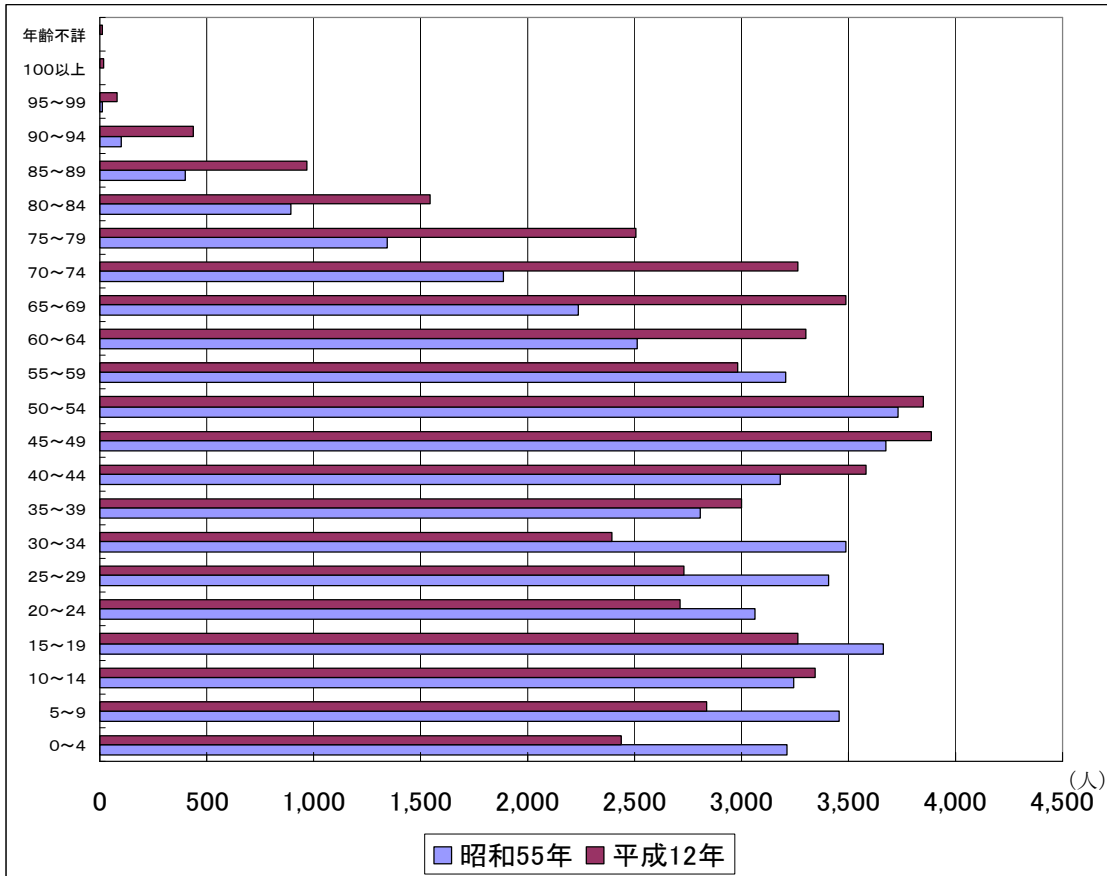
年 齢	昭和55年									
	菊池市		七城町		旭志村		泗水町		合計	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
0～4	1,784	6.3%	400	6.9%	365	6.8%	665	6.7%	3,214	6.5%
5～9	2,019	7.1%	325	5.6%	403	7.5%	710	7.1%	3,457	7.0%
10～14	1,900	6.7%	371	6.4%	345	6.4%	627	6.3%	3,243	6.5%
15～19	1,975	6.9%	375	6.5%	332	6.2%	983	10.0%	3,665	7.4%
20～24	1,723	6.1%	352	6.1%	319	5.9%	670	6.7%	3,064	6.2%
25～29	1,898	6.7%	413	7.2%	422	8.0%	673	6.8%	3,406	6.9%
30～34	2,050	7.2%	364	6.3%	390	7.3%	684	6.9%	3,488	7.0%
35～39	1,657	5.8%	291	5.1%	270	5.0%	586	5.9%	2,804	5.7%
40～44	1,851	6.5%	363	6.3%	330	6.1%	636	6.4%	3,180	6.4%
45～49	2,150	7.6%	439	7.7%	363	6.8%	725	7.3%	3,677	7.4%
50～54	2,182	7.6%	439	7.7%	419	7.8%	693	7.0%	3,733	7.6%
55～59	1,801	6.3%	444	7.8%	377	7.0%	586	5.9%	3,208	6.5%
60～64	1,445	5.1%	325	5.6%	282	5.3%	462	4.6%	2,514	5.1%
65～69	1,340	4.7%	279	4.8%	243	4.5%	373	3.8%	2,235	4.5%
70～74	1,108	3.9%	220	3.8%	222	4.1%	338	3.4%	1,888	3.8%
75～79	778	2.7%	157	2.7%	146	2.7%	263	2.6%	1,344	2.7%
80～84	505	1.8%	133	2.3%	85	1.6%	171	1.7%	894	1.8%
85～89	229	0.8%	55	1.0%	39	0.7%	74	0.7%	397	0.8%
90～94	55	0.2%	14	0.2%	14	0.3%	18	0.2%	101	0.2%
95～99	10	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	2	0.0%	14	0.0%
100以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
年齢不詳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総数	28,460	100.0%	5,760	100.0%	5,367	100.0%	9,940	100.0%	49,530	100.0%



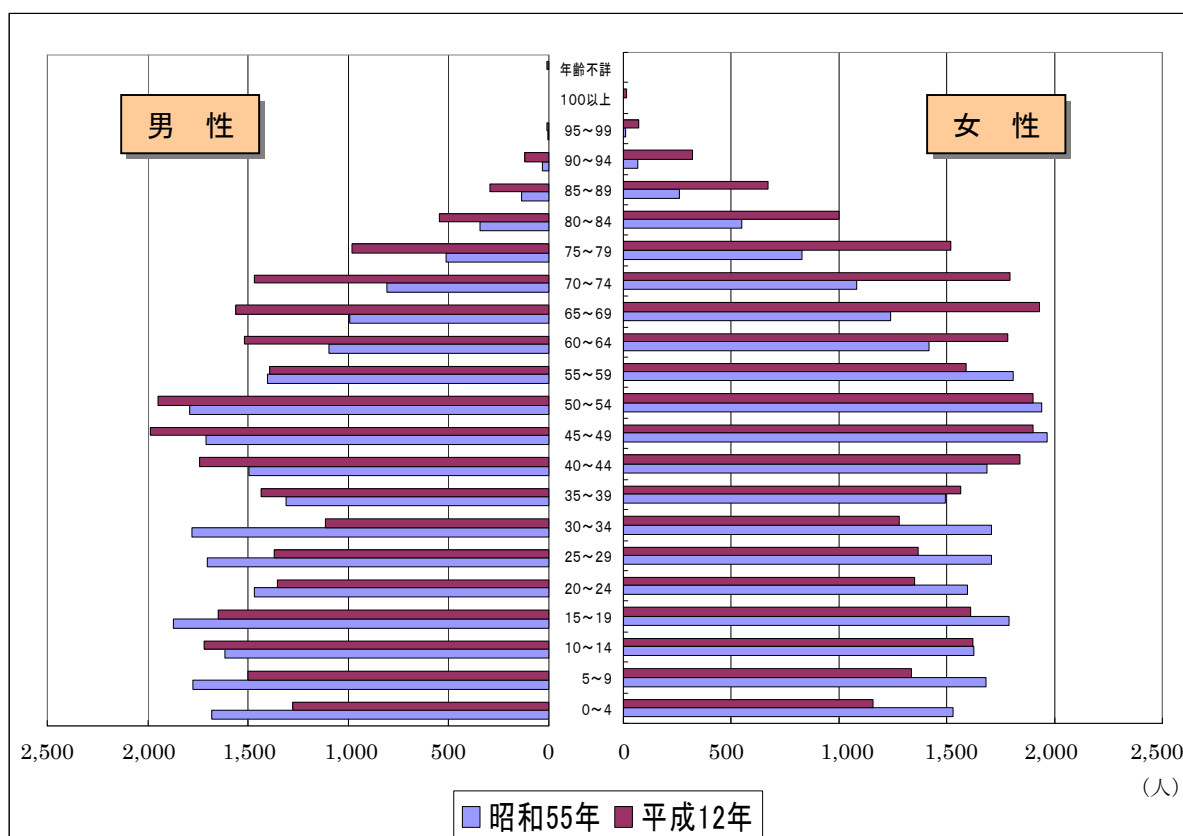
第1章 新市の概要

年 齢	平成12年									
	菊池市		七城町		旭志村		泗水町		合計	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
0～4	1,235	4.5%	263	4.5%	267	4.9%	673	4.8%	2,438	4.6%
5～9	1,414	5.2%	291	5.0%	305	5.6%	830	5.9%	2,840	5.4%
10～14	1,659	6.1%	402	6.9%	321	5.9%	960	6.8%	3,342	6.3%
15～19	1,629	6.0%	367	6.3%	324	6.0%	940	6.7%	3,260	6.2%
20～24	1,329	4.9%	292	5.0%	273	5.0%	816	5.8%	2,710	5.1%
25～29	1,432	5.2%	257	4.4%	272	5.0%	772	5.5%	2,733	5.2%
30～34	1,271	4.6%	235	4.0%	218	4.0%	670	4.8%	2,394	4.5%
35～39	1,562	5.7%	301	5.2%	312	5.8%	823	5.9%	2,998	5.7%
40～44	1,789	6.5%	396	6.8%	350	6.5%	1,046	7.4%	3,581	6.8%
45～49	1,940	7.1%	452	7.7%	396	7.4%	1,101	7.8%	3,889	7.5%
50～54	1,991	7.3%	379	6.5%	390	7.3%	1,091	7.7%	3,851	7.4%
55～59	1,599	5.8%	315	5.4%	272	5.0%	795	5.7%	2,981	5.7%
60～64	1,786	6.5%	356	6.1%	332	6.1%	826	5.9%	3,300	6.3%
65～69	1,903	7.0%	407	7.0%	363	6.7%	817	5.8%	3,490	6.6%
70～74	1,790	6.5%	370	6.3%	376	7.1%	725	5.2%	3,261	6.2%
75～79	1,331	4.9%	355	6.1%	299	5.5%	519	3.7%	2,504	4.8%
80～84	858	3.1%	200	3.4%	178	3.3%	310	2.2%	1,546	2.9%
85～89	537	2.0%	137	2.3%	95	1.8%	198	1.4%	967	1.8%
90～94	233	0.9%	52	0.9%	55	1.0%	97	0.7%	437	0.8%
95～99	47	0.2%	8	0.1%	7	0.1%	22	0.2%	84	0.2%
100以上	7	0.0%	3	0.1%	2	0.0%	4	0.0%	16	0.0%
年齢不詳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	14	0.1%	14	0.0%
総数	27,342	100.0%	5,838	100.0%	5,407	100.0%	14,049	100.0%	52,636	100.0%

【男女合計5歳階級別人口（昭和55年・平成12年国勢調査）】



【男女別5歳階級別人口（昭和55年・平成12年国勢調査）】



### (3) 日常生活圏の拡大

日常生活圏について、通勤・通学圏をみると、他市町村への流出割合は、菊池市が約3割、七城町及び旭志村が約4割、泗水町が約6割となっています。最も多い流出先は菊池市が熊本市、七城町が菊池市、旭志村が菊池市、泗水町が熊本市となっています。

一方、最も多い流入先は、全て熊本市であり、2番目に多い流入先は菊池市が泗水町、七城町が植木町、旭志村が菊池市、泗水町が菊池市となっています。

また、各市町村の買物場所をみると、全市町村において菊池市と熊本市への買物割合が高くなっており、熊本市を除くと、菊池市を中心とした商圏が形成されていることが分かります。

これらのことから、菊池市を中心とした1市2町1村相互の結びつきや熊本市との結びつきが高いといえます。

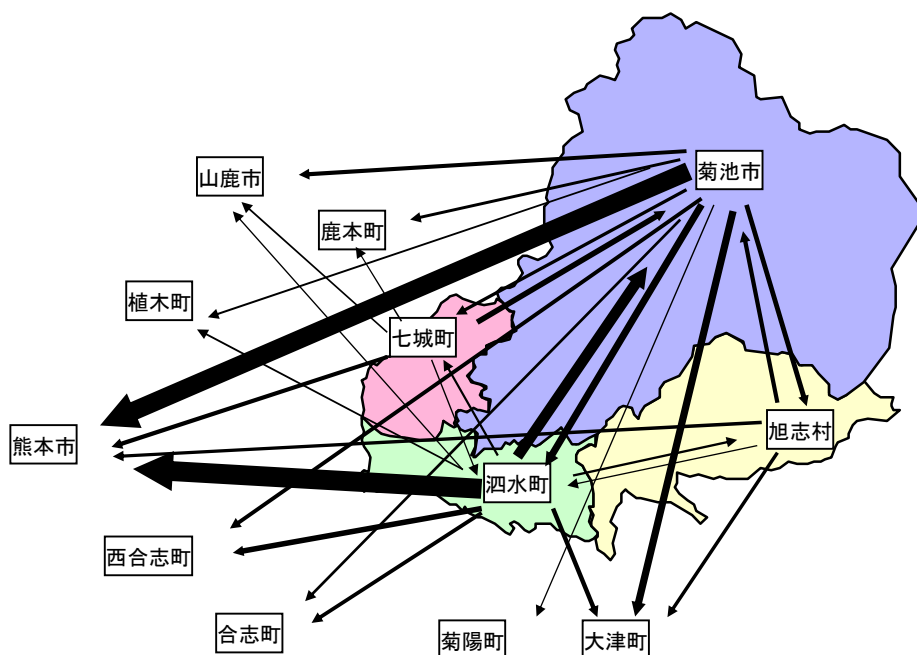
今後は、日常生活圏の連携を深めるとともに、住民の交通利便性向上を図るため、道路・交通体系や公共交通機関の充実が必要です。また、菊池市を中心とした消費動向があることから中心商業地として活性化する必要があります。

【通勤・通学圏（流出先）の状況（平成12年国勢調査）】

流出

菊池市		七城町		旭志村		泗水町		
就業者・通学者	15,103	就業者・通学者	3,398	就業者・通学者	3,010	就業者・通学者	7,853	
自市町村内	10,272	自市町村内	1,927	自市町村内	1,734	自市町村内	3,389	
他市町村合計	4,831	他市町村合計	1,471	他市町村合計	1,276	他市町村合計	4,464	
流出先	熊本市	1,468	菊池市	432	菊池市	334	熊本市	1,558
	大津町	554	熊本市	336	熊本市	271	菊池市	796
	泗水町	532	山鹿市	127	大津町	270	西合志町	416
	旭志村	361	鹿本町	104	泗水町	111	大津町	346
	山鹿市	318	泗水町	100			合志町	311
	西合志町	304					七城町	177
	七城町	264					旭志村	172
	鹿本町	221					植木町	140
	合志町	205					山鹿市	111
	植木町	130						
	菊陽町	111						

※流出先は流出人口100人以上の市町村を掲載（単位：人）

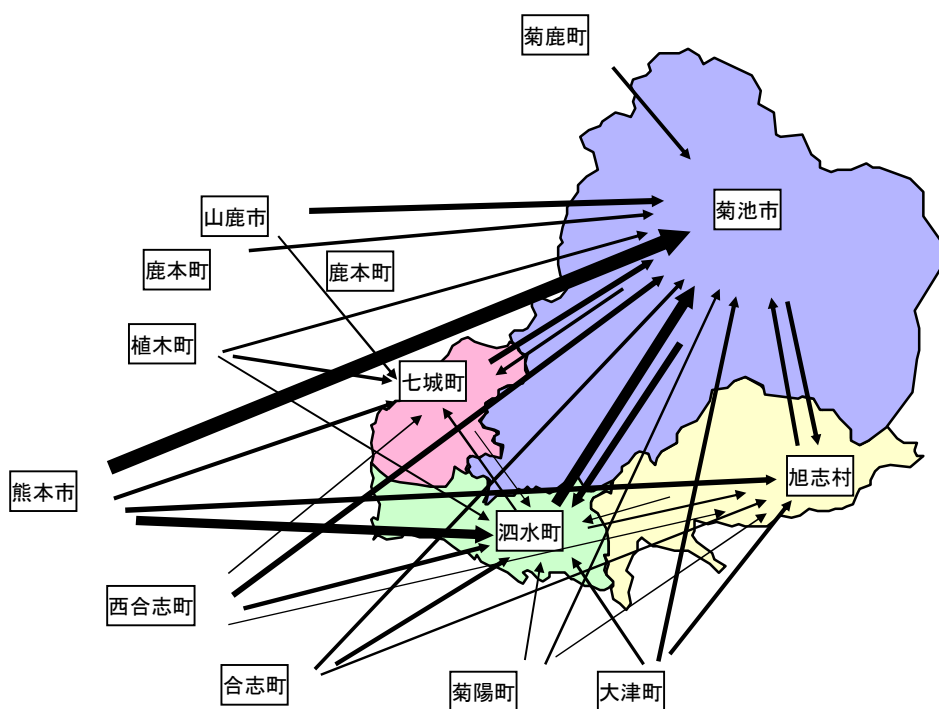


【通勤・通学圏（流入先）の状況（平成12年国勢調査）】

流入

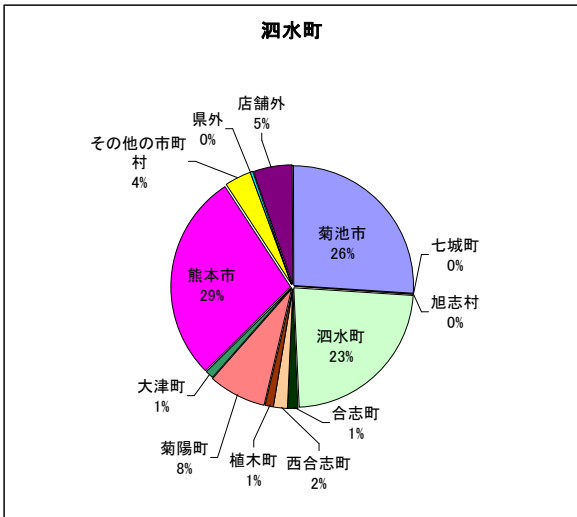
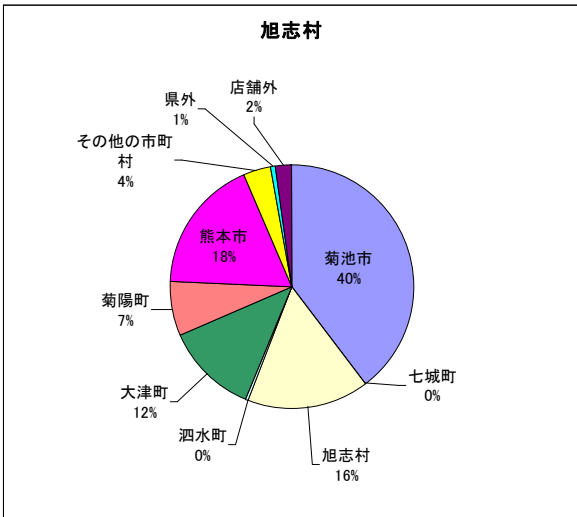
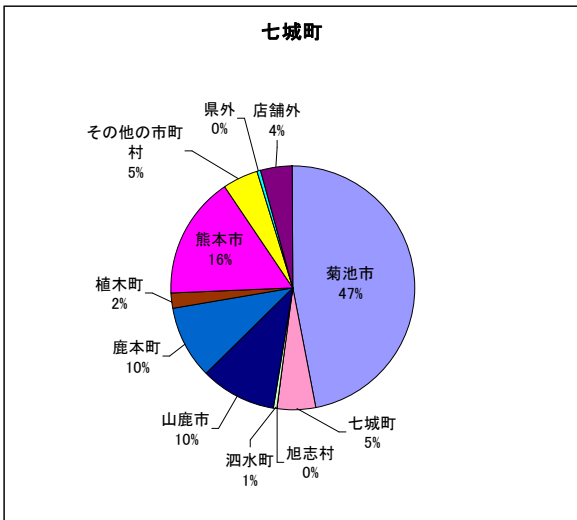
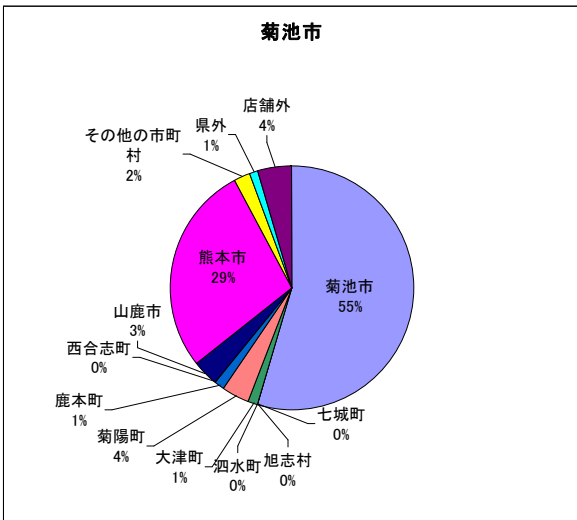
	菊池市		七城町		旭志村		泗水町	
	就業者・通学者	16,008	就業者・通学者	3,742	就業者・通学者	3,776	就業者・通学者	6,559
自市町村内	10,272		自市町村内	1,927	自市町村内	1,734	自市町村内	3,389
他市町村合計	5,736		他市町村合計	1,815	他市町村合計	2,042	他市町村合計	3,170
流入先	熊本市	1,105	熊本市	307	熊本市	412	熊本市	710
	泗水町	796	植木町	266	菊池市	361	菊池市	532
	山鹿市	458	菊池市	264	大津町	313	合志町	352
	西合志町	439	泗水町	177	合志町	187	西合志町	337
	七城町	432	山鹿市	161	泗水町	172	大津町	225
	大津町	366	西合志町	122	菊陽町	119	植木町	162
	旭志村	334			西合志町	118	菊陽町	154
	菊鹿町	288					旭志村	111
	合志町	284					七城町	100
	鹿央町	265						
	植木町	231						
	菊陽町	179						

※流入先は流入人口100人以上の市町村を掲載（単位：人）



【買物場所の状況（平成12年度熊本県消費動向調査報告書）】

買物先	菊池市		七城町		旭志村		泗水町	
	菊池市	54.3%	菊池市	46.9%	菊池市	39.7%	熊本市	28.4%
熊本市	27.9%	熊本市	16.4%	熊本市	17.9%	菊池市	26.2%	
菊陽町	3.8%	鹿本町	9.9%	旭志村	16.2%	泗水町	23.1%	
山鹿市	3.3%	山鹿市	9.8%	大津町	12.2%	菊陽町	7.7%	
大津町	1.3%	七城町	5.1%	菊陽町	7.4%	西合志町	1.9%	



## (4) 産業の状況

本地域の産業別就業者数をみると、平成12年現在で、第1次産業5,433人(20.6%)、第2次産業7,689人(29.1%)、第3次産業13,293人(50.3%)となっています。構成比を熊本県平均と比較すると、本地域の基幹産業である農林水産業が含まれる第1次産業の比率がかなり高くなっており、サービス産業等の第3次産業の比率が低くなっています。

また、産業別の生産額をみると、平成12年現在で、第1次産業約204億円(9.7%)、第2次産業約817億円(38.7%)、第3次産業1,092億円(51.7%)となっており、経年的には、第2次産業及び第3次産業が増加しており、第1次産業は、平成2年をピークに減少傾向にあります。

今後は、第1次産業においては、担い手農家や農業法人の育成、新規就農の促進、農業技術の向上及び観光との連携等が必要であり、第2次産業においては、地域住民の就労の場の確保や低迷する市町村財政の安定化のために更なる企業誘致が必要です。また、第3次産業においては、消費者ニーズに対応した個性的で魅力的な活力ある商業の振興が必要です。

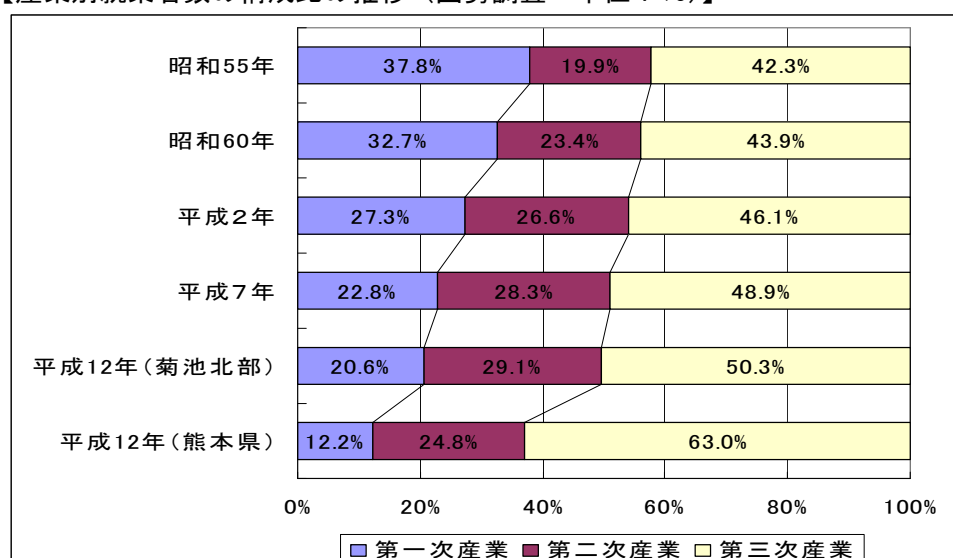
【産業別就業者数（昭和55年国勢調査・単位：人）】

	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計
第一次産業	4,746	1,722	1,406	1,791	9,665
第二次産業	2,811	514	648	1,100	5,073
第三次産業	6,921	935	748	2,207	10,811
分類不能	6	0	0	1	7
合計	14,484	3,171	2,802	5,099	25,556

【産業別就業者数（平成12年国勢調査・単位：人）】

	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計
第一次産業	2,448	1,041	934	1,010	5,433
第二次産業	3,902	721	739	2,327	7,689
第三次産業	7,306	1,282	1,037	3,668	13,293
分類不能	7	2	11	13	33
合計	13,663	3,046	2,721	7,018	26,448

【産業別就業者数の構成比の推移（国勢調査・単位：%）】



(5) 道路・交通の状況

本地域内の道路は、国道 325 号、国道 387 号が菊池市街地を中心に放射状に配置されており、県道及びその他主要な道路が国道を補完しています。

また、本地域に隣接する植木町には、九州自動車道植木 I C が位置するとともに、国道 3 号が南北方向に通っています。

平成 11 年道路交通センサスによると、国道 325 号の大江町から菊池市街地までが 20,889 台/日、国道 387 号の熊本市方面から菊池市街地までが 14,503 台/日、国道 325 号の菊池市街地から鹿本町方面が 10,014 台/日と国道の交通量が多くなっています。

公共交通機関は、路線バスのみとなっています。

今後は、交流促進と新市の一体性の速やかな確立のため、国道 325 号の 4 車線化や国道 387 号の機能強化とこれらを補完する県道及びその他主要な道路の機能強化及び公共交通機関の充実や少子高齢化等に対応するためコミュニティバスの整備が必要です。

(6) 教育・福祉の状況

ア 教育

本地域内には、幼稚園が 5 箇所、小学校 14 校、中学校 5 校あり、児童生徒数は、減少傾向であり、平成 12 年現在で、幼稚園児 509 人、小学生 3,626 人、中学生 2,071 人となっています。また、近年の児童生徒の状況は、教育制度の充実とともに学校外での教育機会が増えた一方で、いじめや不登校の問題、青少年非行の低年齢化、家庭や地域における教育力の低下等、教育環境において深刻な問題も生じています。

今後は、学校と家庭・地域との連携を深めるとともに、教職員の資質や指導力の向上及び少人数指導の充実等、これまで以上に教育環境の充実と特色ある教育の推進が必要です。

【幼稚園の状況（学校基本調査）】

市町村	幼稚園									
	園数					園児数(人)				
	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
菊池市	2	2	2	2	2	332	311	289	273	271
七城町	1	1	1	1	1	95	99	101	107	107
旭志村	1	1	1	1	1	56	43	40	36	41
泗水町	1	1	1	1	1	86	90	90	90	90
合計	5	5	5	5	5	569	543	520	506	509

【小学校の状況（学校基本調査）】

市町村	小学校									
	学校数					児童数(人)				
	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
菊池市	9	9	9	9	9	2,048	1,996	1,957	1,896	1,788
七城町	1	1	1	1	1	483	467	459	414	388
旭志村	1	1	1	1	1	396	390	382	377	359
泗水町	3	3	3	3	3	1,131	1,091	1,095	1,070	1,091
合計	14	14	14	14	14	4,058	3,944	3,893	3,757	3,626

【中学校の状況（学校基本調査）】

市町村	中学校									
	学校数					生徒数(人)				
	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
菊池市	3	3	3	3	2	1,103	1,108	1,113	1,074	1,031
七城町	1	1	1	1	1	262	260	254	261	264
旭志村	1	1	1	1	1	229	230	217	214	205
泗水町	1	1	1	1	1	554	555	566	565	571
合計	6	6	6	6	5	2,148	2,153	2,150	2,114	2,071



## イ 福祉

前述の人口・世帯数の推移からも分かるように、本地域においても少子高齢化が進んでいます。また、福祉においては、高齢者・障害者ニーズが多様化しています。

今後は、高齢者・障害者福祉においては、高齢者や障害者が生きがいを持って生活できるように、家庭や地域の中で暮らしやすい環境づくりを促進する必要があります。

また、児童福祉においては、次世代を担う子どもたちを安心して産み、健やかに育てることができるように子育て支援の充実を図る必要があります。

## 【社会福祉施設設置状況】

市町村	生活保護施設		老人福祉施設						児童福祉施設				知的障害者支援施設		その他	
	救護施設		養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		老人福祉センター	老人憩いの家	保育所		児童遊園	児童センター	知的障害者更生及び授産施設		隣保館	
	所数	定員	所数	定員	所数	定員	所数	所数	所数	定員	所数	所数	所数	定員	所数	
菊池市			1	50	1	120	1		10	800	1	1	1	1	50	1
七城町					1	30	1		3	180				1	30	
旭志村					1	58		1	3	210						
泗水町	1	50	1	50	1	30			5	390				1	50	
合計	1	50	2	100	4	238	2	1	21	1,580	1	1	3	130		1

## (7) 公共施設の配置状況

公共施設の配置状況は、それぞれ各市町村の中心部に集中しており、地域全体では、南西部の市街地に片寄っています。

今後は、近接している施設等の統合や、施設・サービスの空白地区への新規設置等、新市として効率的な施設配置を検討する必要があります。

しかしながら、これらの施設は特に住民生活との関わりが深いものであるため、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、あるいは財政事情も考慮の上検討を進めていく必要があります。

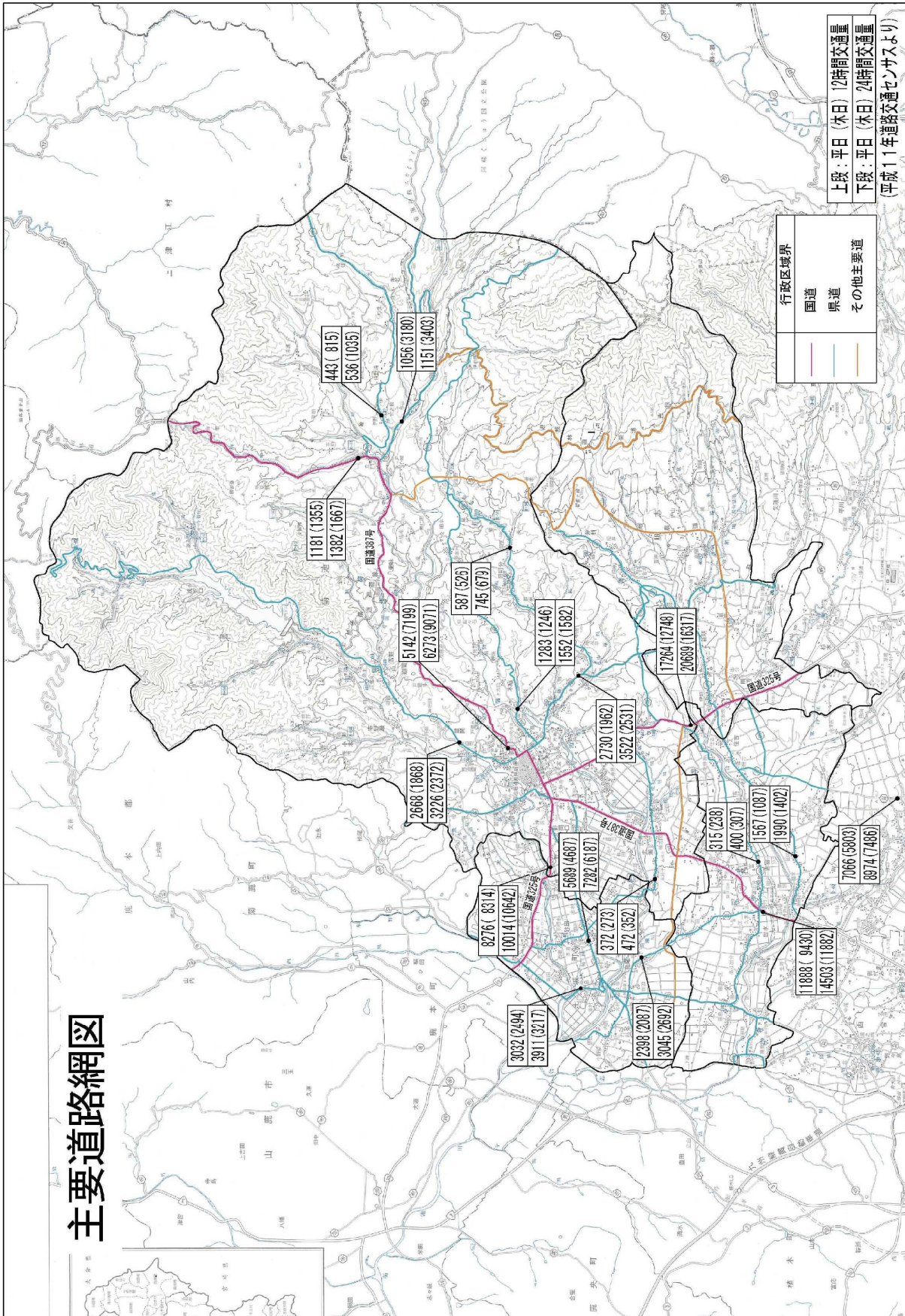
## (8) 行政運営面等における他市町村との連携状況

行政運営面等における他市町村との連携状況は、下表に示すように、菊池郡市を中心として一部事務組合等が組織され、市町村の枠を超えた広域的な行政運営が行われています。

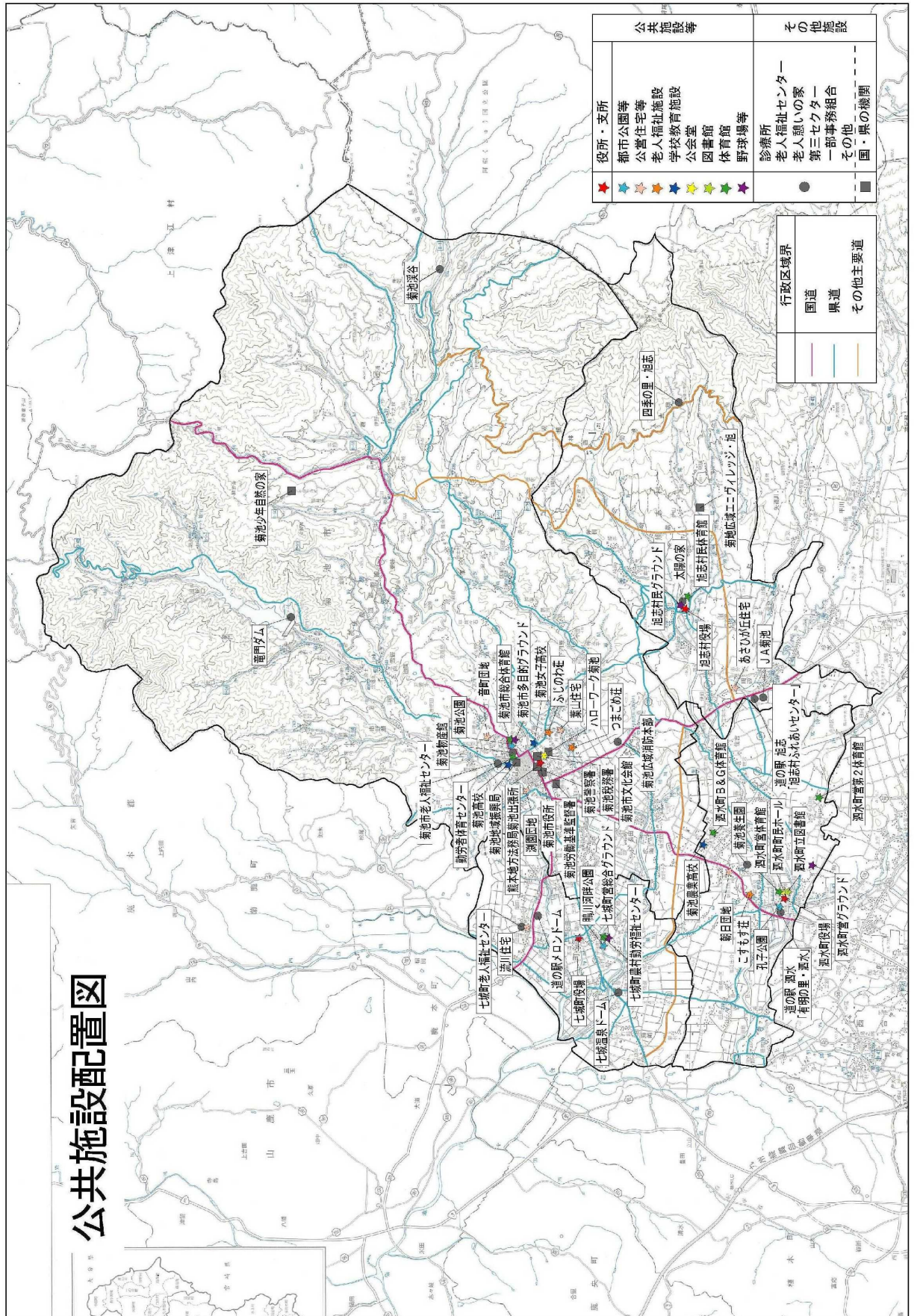
今後は、広域的な行政需要を的確に把握し、効率的で質の高い行政サービスを提供していくために、重複する一部事務組合等の再編や計画圏域等の見直しを検討する必要があります。

(下表中、●は事務所所在地)

区分	共同処理する事務	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	その他特記事項
菊池広域連合	菊池広域市町村圏計画策定及び連絡調整事務、広域行政体制の整備、職員の集合研修、火葬場の設置・管理運営、介護認定審査会の設置・運営	●	○	○	○	大津町、菊陽町、合志町、西合志町
菊池広域行政事務組合	ごみ処理、し尿処理、消防、救急、特別養護老人ホーム	●	○	○	○	泗水町は特別養護老人ホームのみ
菊池養生園保健組合	診療所、結核健康診断車、健康管理センター	○	○	○	●	合志町、西合志町
菊池台地総合土地改良事業組合	菊池台地総合土地改良事業	●	○	○	○	大津町、合志町、西合志町、他鹿本郡市5市町
菊池南部清掃組合	ごみ処理、し尿処理				○	●大津町、菊陽町、合志町、西合志町
菊池消防組合	消防、救急				○	大津町、●菊陽町、合志町、西合志町







(9) 行財政の状況

ア 財政の状況

財政状況については、各市町村ごとに普通会計の歳入、歳出及び各種財政指数を整理しました。各項目の数値は、単年度決算のものを用いると、その年度の投資的経費の多寡により平常年と大きく乖離する場合がありますことから、平成12年度から平成14年度までの3ヶ年の平均を用いています。

四市町村の歳出総額は約240億円で、歳出規模は類似団体をやや上回っています。

財政力指数<sup>※1</sup>については、類似団体を下回っています。また、経常収支比率<sup>※2</sup>については、類似団体を上回っている団体もあり、やや財政構造の硬直化が進んでいます。さらに、公債費負担比率<sup>※3</sup>も類似団体を上回る団体もあり、公債費の負担が多いことがうかがえますが、地方交付税による財源措置分を除いた指数である起債制限比率<sup>※4</sup>では、類似団体をそれほど上回らないことから、公債費の多くは地方交付税により措置されているものと思われます。

全体としては、類似団体より大きく劣る指数はなく、これまでの財政運営の努力がうかがえるところですが、将来的には地方交付税の削減等市町村の一般財源の減少が見込まれる中、行政改革を含めた財政運営の健全化への取組みが必要です。

次頁に示す歳入内訳をみると、四市町村の地方交付税の合計が約94億円であり、類似団体<sup>※5</sup>が約83億円で差額が約11億円となっています。今後、地方交付税は、削減されていく方向であり、こういった状況に対応するため、財政の効率化・健全化が必要です。

性質別歳出金額をみると、類似団体との差額が大きい項目として、投資的経費が約16億円、人件費が約7億円、物件費約5億円、公債費約4億円高くなっており、効率的・効果的な財政運営が必要です。

【主な財政指数の状況（平成12年～14年度決算平均・人口は平成12年国勢調査）】

	歳出総額 (千円)	財政力指数 (3年平均)	経常収支 比率(%)	公債費負担 比率(%)	起債制限 比率(%)
菊池市	11,233,238	0.386	84.8	14.5	9.6
七城町	4,249,500	0.249	72.1	19.3	6.1
旭志村	3,882,826	0.270	89.2	21.6	11.2
泗水町	4,573,478	0.378	79.8	12.6	7.6
合計	23,939,042	0.350	82.3	15.7	8.8
類似団体	21,368,005	0.440	86.3	15.6	10.1

※1 財政力指数・・・ 地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源に対して、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等がどれだけあるのかを示すもの。当該指数が大きくなるほど財源に余裕があるとされる。

式：財政力指数＝基準財政収入額÷基準財政需要額・・・（過去3年間の平均）

※2 経常収支比率・・・ 財政構造の弾力性を示す指標で、当該指数が大きくなるほど弾力性が失いつつあると考えられる。

式：経常収支比率＝経常経費充当一般財源÷経常一般財源×100（%）

※3 公債費負担比率・・・ 公債費による財政負担の度合いを示す指標。

式：公債費充当一般財源÷一般財源総額×100（%）

※4 起債制限比率・・・ 公債費比率の算定式の分母と分子から事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費を控除した算式により得られた比率の過去3年度間の平均値。20%を超えると、一部の地方債を許可しないものとされる。

式：起債制限比率＝（公債費充当一般財源－公債費に係る基準財政需要額－事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費）÷（標準財政規模－公債費に係る基準財政需要額－事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費）×100（%）



## 【歳入内訳（平成12年～14年度決算平均）（単位：千円）】

	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計	類似団体	差
歳入合計	11,712,042	4,485,600	4,076,519	4,963,490	25,237,651	21,937,264	3,300,387
地方税	2,587,760	510,579	506,386	1,214,347	4,819,072	4,623,441	195,631
地方交付税	4,553,711	1,582,194	1,416,400	1,869,751	9,422,056	8,312,803	1,109,253
その他一般財源	706,536	149,317	147,900	306,336	1,310,089	1,142,201	167,888
使用料手数料	231,967	221,414	33,437	76,686	563,504	430,931	132,573
国庫支出金	1,024,170	365,562	356,304	282,910	2,028,946	2,111,493	-82,547
県支出金	804,257	399,376	355,106	247,952	1,806,691	1,256,106	550,585
財産収入	21,505	44,175	5,796	7,670	79,146	150,328	-71,182
寄付金	1,502	28,287	11,150	190	41,129	6,580	34,550
繰入金	40,530	192,763	48,207	150,420	431,920	118,010	313,910
繰越金	485,318	148,877	161,038	205,291	1,000,524	726,587	273,937
諸収入	143,764	96,938	76,816	62,657	380,175	663,740	-283,565
地方債	905,952	664,900	881,335	362,033	2,814,220	2,054,278	759,942
その他の収入	205,070	81,218	76,644	177,247	540,179	340,765	199,414

(類似団体の歳入) = (類似団体の人口一人あたり歳入) × (四市町村の平成12年国勢調査人口)

## 【性質別歳出金額（平成12年～14年度決算平均）（単位：千円）】

	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計	類似団体	差
歳出合計	11,233,238	4,249,500	3,882,826	4,573,478	23,939,042	21,368,005	2,571,037
人件費	2,467,464	649,579	654,386	954,923	4,726,352	4,034,760	691,592
扶助費	1,237,492	216,585	261,649	541,418	2,257,144	2,495,525	-238,381
公債費	1,353,850	533,904	518,861	522,184	2,928,799	2,520,738	408,061
物件費	1,073,062	502,441	255,195	586,465	2,417,163	1,919,898	497,265
維持補修費	57,697	10,350	14,788	37,142	119,977	280,234	-160,257
補助費等	1,324,727	395,371	363,323	560,851	2,644,272	2,774,128	-129,856
繰出金	1,234,726	291,279	186,467	560,545	2,273,017	1,917,793	355,224
積立金	144,089	285,308	9,120	35,944	474,461	315,921	158,540
投資・出資金・貸付金	85,067	0	1,465	753	87,285	550,625	-463,340
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	174,120	-174,120
投資的経費	2,255,064	1,364,683	1,617,572	773,253	6,010,572	4,384,263	1,626,309
普通建設事業(補助)	596,952	821,710	734,037	50,049	2,202,748	1,737,672	465,076
普通建設事業(単独)	1,196,032	461,102	714,926	632,381	3,004,441	2,576,637	427,804
普通建設事業(災害復旧事業を除くその他)	153,757	81,871	123,783	88,054	447,465	0	447,465
災害復旧事業費	308,323	0	44,826	2,769	355,918	69,953	285,965

(類似団体の歳出) = (類似団体の人口一人あたり歳出) × (四市町村の平成12年国勢調査人口)

※5 類似団体・・・産業構造や人口の観点から市町村を一定の類型に従って分けたものです。同規模・同程度の市町村との比較を行うための尺度となります。なお、類似団体の指数の値は加重平均で算出しています。

本区域の類型は、1市2町1村の総人口（平成12年国勢調査）が52,636人で、第二次、第三次産業の割合は79.4%、第三次産業の割合は50.3%であることから、I-1類型（人口35,000人～55,000人、第二次・第三次産業合計85%未満、第三次産業50%～85%）に分類されます。

イ 職員の状況

各市町村の議員数、職員数は以下のようになっています。

(ア) 議員

議員数については、各市町村の条例定数の合計は60人ですが、新市の法定上限数は、30人となります。

なお、合併協議会において、新市の条例定数は28人に決定しています。ただし、平成18年5月末までは在任特例を適用し、現議員数(59人)となります。

【議員数の状況(平成15年4月1日現在、単位:人)】

	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計	新市
法定上限数	26	18	18	22	84	30
条例定数	20	14	12	14	60	28
任期	H17.3.31	H19.4.30	H17.4.30	H19.5.1	-	-

(イ) 職員

職員については、合計567人であり、その内訳は、一般行政関係424人、教育関係96人、公営事業会計関係47人となっています。

年齢別にみると、29歳以下が118人、30代が123人、40代が151人、50歳以上が175人となっており、50歳以上の割合が高くなっています。合併にあたっては、定年退職者等を考慮しながら、人員配置計画を作成し、職員数の適正化を図る必要があります。

【職員数の状況(平成15年4月1日現在、単位:人)】

	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計
職員数合計	299	73	72	123	567
一般行政関係	220	61	52	91	424
教育関係	44	9	15	28	96
公営事業会計関係	35	3	5	4	47

【年齢別職員数の状況(平成15年4月1日現在、単位:人)】

	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計
職員数合計	299	73	72	123	567
24歳以下	25	9	3	5	42
25～29	36	10	7	23	76
30～34	37	7	8	22	74
35～39	25	8	9	7	49
40～44	27	6	11	25	69
45～49	46	5	14	17	82
50～54	58	21	14	15	108
55歳以上	45	7	6	9	67

**(10) 四市町村の特徴ある主要施策**

四市町村が現在、取り組んでいる施策の中から、特徴ある主要施策について整理します。

**菊池市**

- **市民主体の地域運営を進める**
  - ◇ パブリックコメントの制度化・まちづくり基本条例によるコミュニティづくり
  - ◇ 職員の資質の向上、ワンストップサービスの実施、行政評価システムの導入
  - ◇ 電子自治体の構築
  - ◇ 韓国人入国ビザの恒久免除、構造改革特区の提案
  
- **未来に伝える基盤を整える**
  - ◇ 国道 325 号等の 4 車線化等の広域幹線道路と生活道路の整備（隈府中央線、亘甲森線の整備等）
  - ◇ 太陽光発電施設の設置推進
  - ◇ 交通弱者の足の確保（便利カー）
  - ◇ 人と菊池川のふれあいの場としての整備（菊池川水辺公園、菊池公園の整備等）
  - ◇ ごみの減量化、広域汚泥再生処理センターの建設
  - ◇ 公共下水道の推進
  
- **豊かな産業を展開する**
  - ◇ 有畜農家と耕種農家の連携による環境保全型農業
  - ◇ 地域特性を生かした特産品や高付加価値特産品の開発
  - ◇ 認定農業者の育成支援や生産組織の育成
  - ◇ 中山間地直接支払制度の推進（農用地の集積と荒廃防止）
  - ◇ 花房台地区の開発推進
  - ◇ 菊池東部中山間総合整備事業の推進
  - ◇ 木材流通の活性化、林業・木材産業の連携体制の構築
  - ◇ 中心市街地の活性化（隈府中央地区まちづくり総合支援事業等の推進等）
  - ◇ 商工観光の情報収集と各種イベントの企画
  - ◇ 斑蛇口湖の観光拠点としての活用
  - ◇ グリーンツーリズム（観光と農林業の連携）
  - ◇ 新たな菊池観光のイメージの創出
  - ◇ 企業誘致の推進
  
- **暮らしの豊かさを高める**
  - ◇ 健診及び相談の実施
  - ◇ 保健・福祉センターの建設推進
  - ◇ 総合的な子育て支援対策の推進
  - ◇ 身体障害福祉・知的障害福祉の措置制度から支援費制度に移行
  - ◇ 介護保険事業の運営と介護予防・生活支援事業の推進
  - ◇ 地域を生かした創意あふれる教育活動の推進
  - ◇ 小中学校の指導体制の充実や教育環境の整備
  - ◇ 人権を尊重する社会構築
  - ◇ 豊かで活力のある生涯スポーツの実現



- ◇ 地域情報化の推進
- ◇ 福祉サービス応援特区の取組み
- ◇ 男女共同参画

### 七城町

- **豊かな生活環境の構築と自然環境の保全**
  - ◇ 下水道事業の推進
  - ◇ ごみステーションの設置
  - ◇ 町道整備の推進
  - ◇ 河川環境整備事業（花による演出）と河川歩道空間の整備
  
- **豊かな町づくりの担い手となる豊かなひとづくり**
  - ◇ 学校、家庭、地域社会が協力しあえる環境づくり
  - ◇ 教育環境の充実
  - ◇ 生涯学習や生きがい対策
  
- **誰もが健康で生き生きと暮らせる環境づくり**
  - ◇ 各種の検診業務をはじめ健康教室、相談業務等の充実
  - ◇ 乳幼児健診、母子相談、放課後学童保育による子育て支援等の充実
  - ◇ 住民ニーズに合わせた施設の充実
  
- **魅力ある農業の振興**
  - ◇ 農村総合整備事業や土地改良事業の継続
  - ◇ 農産物の情報複合施設の建設
  - ◇ 畜産公害の解消と畜産振興総合対策事業の継続
  - ◇ 後継者育成

### 旭志村

- **地域の特性に応じた農林業の振興**
  - ◇ 菊池東部中山間総合整備事業の推進
  - ◇ 中山間地直接支払制度の推進
  
- **次代を担う商工業の振興と自然環境を生かした観光の振興**
  - ◇ 企業誘致（川辺工業団地内）
  - ◇ ふれあいセンターや四季の里旭志の活用
  
- **高齢者福祉の充実**
  - ◇ 介護サービスの充実と予防対策の推進
  - ◇ 生涯学習やスポーツレクリエーション活動の充実
  
- **快適な生活環境の村づくり**
  - ◇ 簡易水道事業の推進
  - ◇ 村道改良の推進
  - ◇ 小学校に新エネルギーの導入（太陽光発電装置）

➤ **その他**

- ◇ 人権を尊重する社会構築

**泗水町**

➤ **地域に密着した福祉の充実と人づくり**

- ◇ ボランティア活動による心の通う福祉の町づくりの推進
- ◇ 生涯学習環境の整備
- ◇ 教育の充実

➤ **農工商一体となった産業振興**

- ◇ 農業の流通体制の充実、高度技術の導入
- ◇ 組織化農業の推進
- ◇ 消費者が利用しやすい町並みの整備
- ◇ 優良企業の誘致

➤ **安全で住み良い環境の整備**

- ◇ 緑地と住宅地等の均衡と調和に配慮した土地利用を推進
- ◇ 道路網の整備、上下水道の整備
- ◇ 集落景観の保全、自然に調和した公共施設のデザイン化

➤ **情報化にふさわしい体制の整備**

- ◇ 行政情報の電子化とその総合的利用、事務事業のシステム化
- ◇ 公共施設間のネットワーク化の推進、町民への情報発信

(11) 現状と課題のまとめ

これまでの現状と課題を整理します。

項目	現状	課題
人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>菊池市はやや減少傾向、七城町と旭志村は横ばい、泗水町が増加傾向であり、全体として増加傾向。</li> <li>平成12年現在の人口は52,636人、少子高齢化が進行。</li> <li>将来人口は、コーホート要因法※による推計で平成27年には総人口51,200人で、年少人口7,800人、生産人口29,200人、高齢人口14,200人になると想定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>菊池北部では現在までに総人口の増加はみられるものの、年少人口、生産年齢人口は減少を続けていることから、今後は人口減少に転じていくものと考えられます。人口減少に歯止めをかけるためには、人口増加を図るための政策を行う必要があります。</li> </ul>
日常生活圏	<ul style="list-style-type: none"> <li>他市町村への流出割合は、菊池市が約3割、七城町及び旭志村が約4割、泗水町が約6割</li> <li>最も多い流出先は菊池市が熊本市、七城町が菊池市、旭志村が菊池市、泗水町が熊本市。</li> <li>最も多い流入先は、全て熊本市。2番目に多い流入先は菊池市が泗水町、七城町が植木町、旭志村が菊池市、泗水町が菊池市。</li> <li>各市町村の買物場所は、全市町村において菊池市と熊本市への買物割合が高い。</li> <li>熊本市を除くと、菊池市を中心とした商圈が形成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>菊池市を中心とした1市2町1村相互の結びつきや熊本市との結びつきが高い状況にあり、今後は、日常生活圏の連携を深めるとともに、住民の交通利便性向上を図るため、道路・交通体系や公共交通機関の充実が必要です。</li> <li>菊池市を中心とした消費動向があることから中心商業地として活性化する必要があります。</li> </ul>

※コーホート要因法・・・人口を年齢別に5歳ごとの階層に分け、各階層が5年ごとに1階層上がる際、どれだけ増減するかを計算する人口推計の一般的な方法です。この推計では、今後の政策的な要因による人口増加は含まれていません。

項目	現状	課題
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成12年現在で、第1次産業5,433人(20.6%)、第2次産業7,689人(29.1%)、第3次産業13,293人(50.3%)。</li> <li>・ 構成比を熊本県平均と比較すると、第1次産業の比率がかなり高く、サービス産業等の第3次産業の比率が低い。</li> <li>・ 産業別の生産額をみると、平成12年現在で、第1次産業約204億円、第2次産業約817億円、第3次産業1,092億円。</li> <li>・ 経年的には、第2次産業及び第3次産業が増加しており、第1次産業は、平成2年をピークに減少傾向。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1次産業においては、担い手農家や農業法人の育成、新規就農の促進、農業技術の向上及び観光との連携等が必要です。</li> <li>・ 第2次産業においては、地域住民の就労の場の確保や低迷する市町村財政の安定化のために更なる企業誘致が必要です。</li> <li>・ 第3次産業においては、消費者ニーズに対応した個性的で魅力的な活力ある商業の振興が必要です。</li> </ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地域内の道路は、国道325号、国道387号が菊池市街地を中心に放射状に配置されており、県道及びその他主要な道路が国道を補完している。</li> <li>・ 本地域に隣接する植木町には、九州自動車道植木ICが位置するとともに、国道3号が南北方向に通っている。</li> <li>・ 平成11年道路交通センサスによると、国道325号の大江町から菊池市街地までが20,889台/日、国道387号の熊本市方面から菊池市街地までが14,503台/日、国道325号の菊池市街地から鹿本町方面が10,014台/日と国道の交通量が多い。</li> <li>・ 公共交通機関は、路線バスのみ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流促進と新市の一体性の速やかな確立のため、国道325号の4車線化や国道387号の機能強化とこれらを補完する県道及びその他主要な道路の機能強化及び公共交通機関の充実が必要です。</li> <li>・ 少子高齢化等に対応するためコミュニティバスの整備が必要です。</li> </ul>

項目	現状	課題
教育・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地域内には、幼稚園が5箇所、小学校14校、中学校5校あり、児童生徒数は、減少傾向であり、平成12年現在で、幼稚園児509人、小学生3,626人、中学生2,071人。</li> <li>・ 近年の児童生徒の状況は、教育制度の充実とともに学校外での教育機会が増えた一方で、いじめや不登校の問題、青少年非行の低年齢化、家庭や地域における教育力の低下等、教育環境において深刻な問題も生じている</li> <li>・ 人口・世帯数の推移からも分かるように、本地域においても少子高齢化が進んでいる。</li> <li>・ 高齢者・障害者ニーズの多様化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校と家庭・地域との連携を深めるとともに、教職員の資質や指導力の向上及び小人数指導の充実等、これまで以上に教育環境の充実と特色ある教育の推進が必要です。</li> <li>・ 高齢者・障害者福祉においては、高齢者や障害者が生きがいを持って生活できるように、家庭や地域の中で暮らしやすい環境づくりを促進する必要があります。</li> <li>・ 児童福祉においては、子どもたちを安心して産み、健やかに育てることができるよう子育て支援の充実を図る必要があります。</li> </ul>
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それぞれ各市町村の中心部に集中しており、地域全体では、南西部の市街地に片寄っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近接している施設等の統合や、施設・サービスの空白地区への新規設置など、新市として効率的な施設配置を検討する必要があります。</li> <li>・ これらの施設は特に住民生活との関わりが深いものであるため、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、あるいは財政事情も考慮の上検討を進めていく必要があります。</li> </ul>
他市町村との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 菊池郡市を中心として一部事務組合等が組織され、市町村の枠を超えた広域的な行政運営が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的な行政需要を的確に把握し、効率的で質の高い行政サービスを提供していくために、重複する一部事務組合等の再編や計画圏域等の見直しを検討する必要があります。</li> </ul>

項目	現状	課題
行財政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四市町村の歳出総額は約 240 億円で、歳出規模は類似団体をやや上回っている。</li> <li>・ 財政力指数については、類似団体を下回っている。</li> <li>・ 経常収支比率については、類似団体を上回っている団体もあり、やや財政構造の硬直化がやや進んでいる。</li> <li>・ 公債費負担比率は類似団体を上回る団体もあり、公債費の負担が多いことがうかがえる。</li> <li>・ 地方交付税による財源措置分を除いた指数である起債制限比率では、類似団体をそれほど上回らないことから、公債費の多くは地方交付税により措置されているものと思われる。</li> <li>・ 歳入をみると、四市町村の地方交付税の合計が約 94 億円、類似団体が約 83 億円で差額が約 11 億円。</li> <li>・ 職員は、合計 567 人。内訳は、一般行政関係 424 人、教育関係 96 人、公営事業会計関係 47 人。</li> <li>・ 年齢別職員数は、29 歳以下が 118 人、30 代が 123 人、40 代が 151 人、50 歳以上が 175 人で、50 歳以上の割合が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類似団体より大きく劣る指数はなく、これまでの財政運営の努力がうかがえるところですが、将来的には地方交付税の削減等市町村の一般財源の減少が見込まれる中、行政改革を含めた財政運営の健全化への取り組みが必要です。</li> <li>・ 今後、地方交付税は、削減されていく方向であり、こういった状況に対応するため、財政の効率化・健全化が必要です。</li> <li>・ 性質別歳出金額をみると、類似団体との差額が大きい項目として、投資的経費が約 16 億円、人件費が約 7 億円、物件費約 5 億円、公債費約 4 億円高くなっており、効率的・効果的な財政運営が必要です。</li> <li>・ 職員については、定年退職者等を考慮しながら、人員配置計画を作成し、職員数の適正化を図る必要があります。</li> </ul>



## 第2章 主要指標の見通し

### 1 将来人口

将来人口は、コーホート要因法による推計で令和7年には総人口43,800人で、年少人口(0~14歳)5,700人、生産人口(15~64歳)21,700人、高齢人口(65歳以上)16,400人になると想定されます。

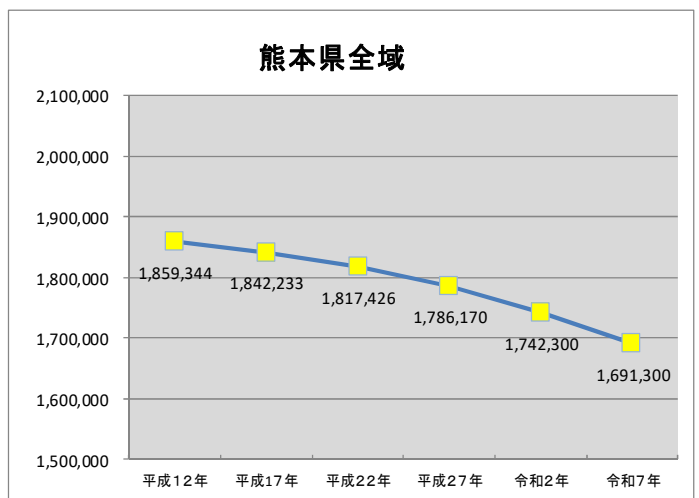
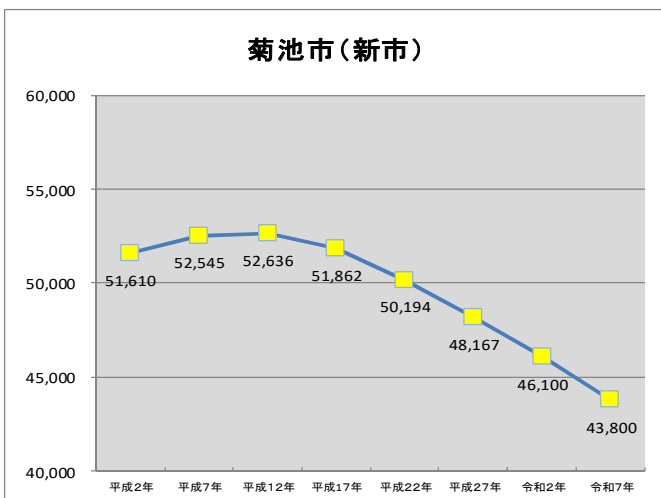
全国的には平均出生率の低下によって少子高齢化が進み、平成22年をピークに人口が減少しています。同様に熊本県でも人口が減少しています。新市では、平成12年までは総人口の増加がみられるものの、平成12年以降は総人口についても、年少人口、生産年齢人口とともに減少を続けています。

したがって、今後は人口減少に歯止めをかけるとともに、人口増加を図るための政策を行う必要があります。

【将来人口の予測(単位:人)】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	51,610	52,545	52,636	51,862	50,194	48,167	46,100	43,800
年少人口	10,054	9,544	8,620	7,433	6,749	6,392	6,100	5,700
生産人口	32,465	32,179	31,711	30,942	29,611	26,898	24,000	21,700
高齢人口	9,091	10,822	12,305	13,487	13,834	14,877	16,000	16,400
高齢化率	17.6	20.6	23.4	26.0	27.6	30.9	34.7	37.4
	実績値						推計値	

【コーホート要因法による人口予測(単位:人)】



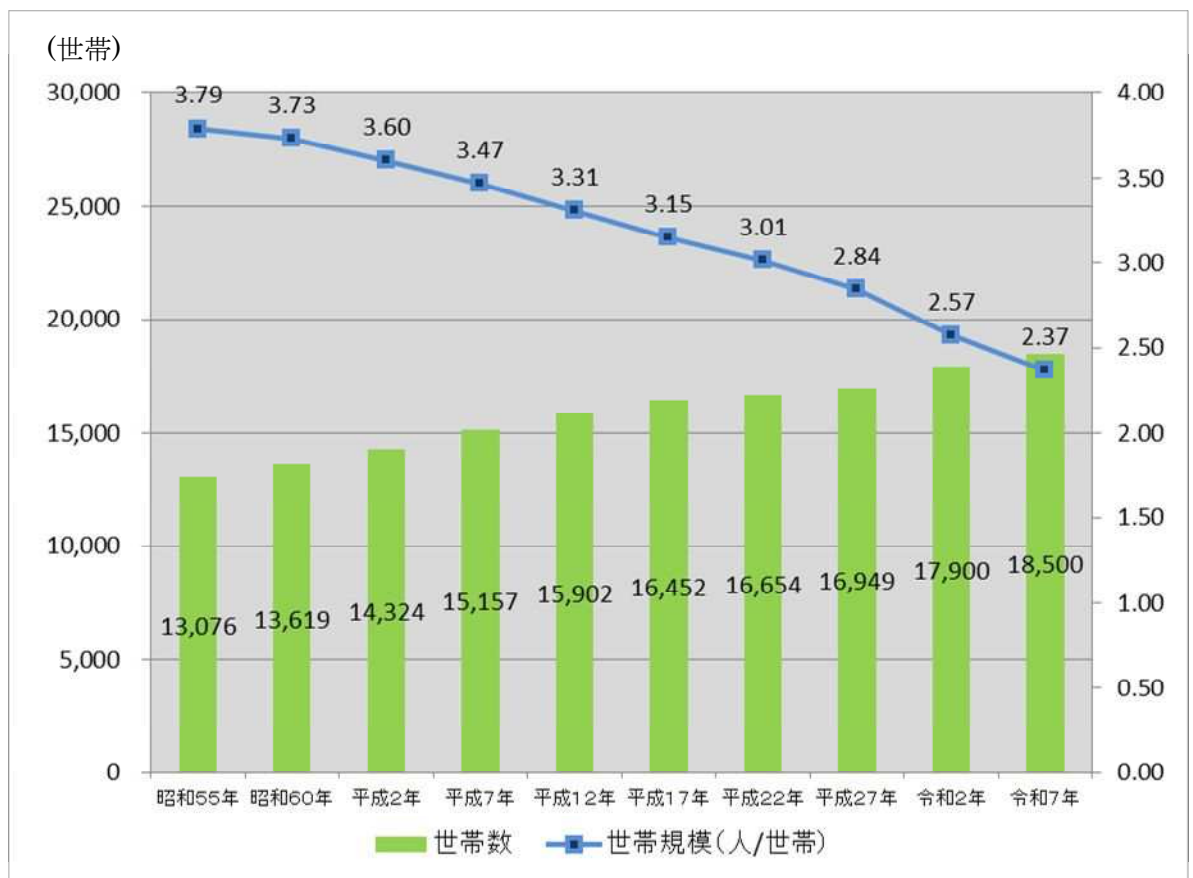
## 2 世帯数の推移

新市の世帯数は、推計した世帯規模とコーホート要因法により推計した将来人口により算出しました。

なお、新市の世帯規模は、過去の推移を見ると減少傾向にあるが、将来は、その傾向が緩やかになるという条件の基に推計しました。

その結果、新市の世帯規模は令和7年には2.37人/世帯と予測され、世帯数は令和7年には18,500世帯と想定されます。

### 【世帯数の推移】

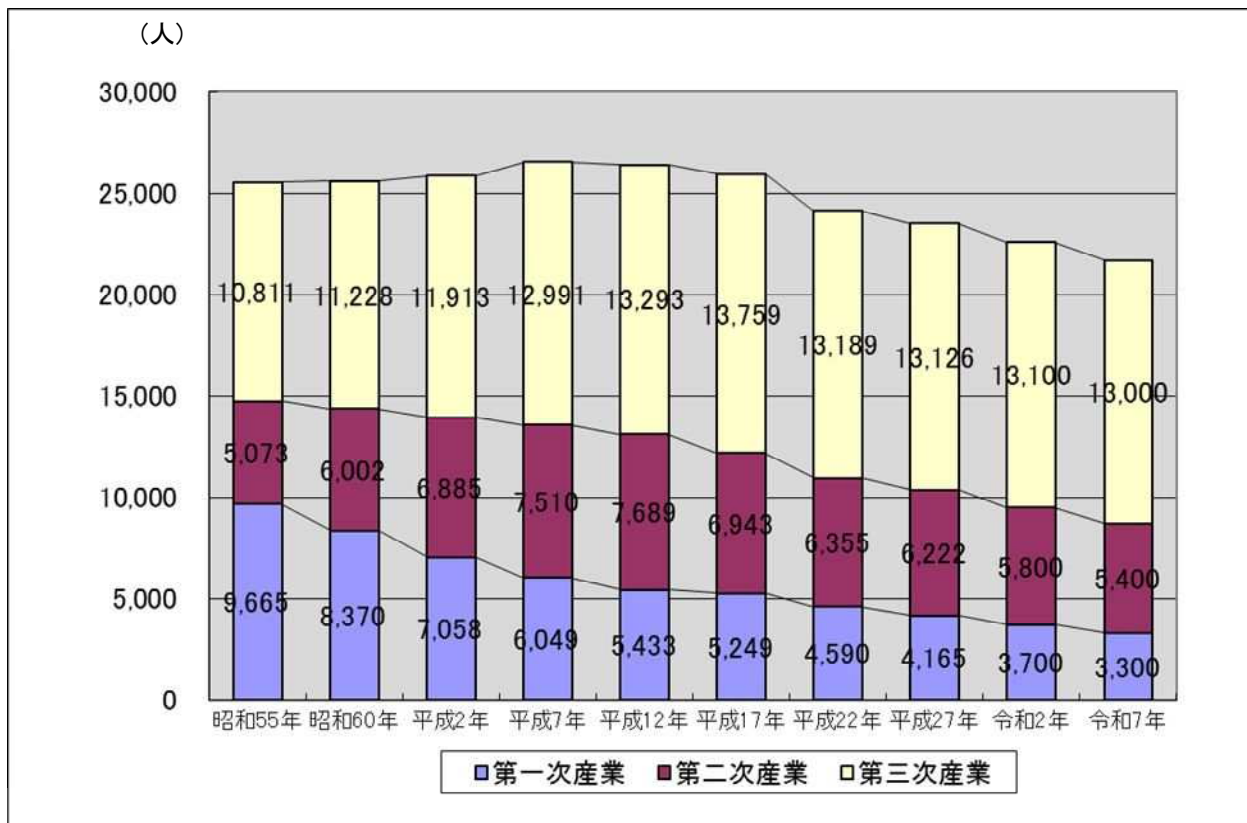


### 3 就業人口の推移

新市の就業人口を昭和55年から平成27年の産業別就業人口の推移から推計すると、令和7年の産業別就業者人口は21,700人と予測されます。

産業別に見ると第1次産業3,300人、第2次産業5,400人、第3次産業13,000人であり、平成27年と比較すると、第1次産業が約900人の減少、第2次産業が約800人の減少、第3次産業が約100人減少することになります。

【就業人口の推移】



## 第3章 新市建設の基本方針

### 1 新市のまちづくりの理念

本地域には、菊池溪谷や鞍岳等に代表される豊かな自然環境があります。

そこから流れ出す「水」による肥沃な農地が菊池川や合志川沿いに広がり、さらに各地域に温泉を利用した施設が点在しています。

また、これらには、人の気持ちを穏やかにしたり、活力を与えたり、安堵感を与えるなど、目に見えない効果があると言われています。

このようなことから、豊かな自然環境を守っていくとともに、これらが与えてくれる恩恵をまちづくりに活用することを、新市のまちづくりの方向性の基調とします。

基調のもとに、以下に示す3つのまちづくりの方向性を設定しました。

#### 人々がつなぐ歴史や文化をまちづくりに活用

本地域は、南北朝時代は菊池一族の統治により、九州における政治の中心として栄え、政治、教育、文化面において大きく影響を与えており、地域内には多くの遺跡が残っています。

また、明治期には、良質の城北米（菊池米）の生産と農業技術の改良によって「肥後農法」が確立された地域でもあります。これらの歴史的背景は、各市町村の今までの地域づくりに、脈々と受け継がれてきており、これからの未来（将来）にも繋げていくべきものです。

これまでの歴史的背景や文化を継承するとともに、人々が、これから新たに築く歴史や文化をまちづくりに活用することを、新市のまちづくりの方向とします。

#### 人々が織りなすやさしさをまちづくりに活用

まちづくりに対する住民のニーズは、物の豊かさだけでなく、生活空間の中の快適性や安全性の確保、景観や自然環境の保全、少子高齢化などの社会情勢や経済情勢の変化に対する対応など、多種多様に変化してきています。

これらのニーズを満たすためには、必要としている人の意見に耳を傾け、その人の立場になるなど、自分以外への思いやり、やさしさを持つことが重要です。

生活空間の形成においても、人々が織りなす思いやり、やさしさをまちづくりに活用することを、新市のまちづくりの方向とします。

## 人々が生み出す活気をまちづくりに活用

本地域の農業は、県下有数の農業産出額を誇り、畜産、野菜、米等、多彩な作目が生産されており、環境に配慮した安全で高品質な農産物づくりが進められています。

工業では、空港及び高速道路へのアクセスに恵まれていることから、数多くの企業が立地し、製造品出荷額は県下で上位に位置しています。

さらに、豊かな自然や歴史、温泉等の資源を活かした商業・観光振興や季節ごとの祭りなど多彩な取り組みがなされており、バランスのとれた魅力ある定住拠点として約5万3千人の人々が暮らし、さらに今後も発展が期待されています。

このような豊かな産業基盤と自然に支えられた特色ある活気を、新市の人々が生み出す活気として、まちづくりに活用することを、新市のまちづくりの方向とします。

以上に示すまちづくりの方向性を踏まえ、新市のまちづくりの理念を設定しました。

### ●新市のまちづくりの理念

## “豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち”

～菊池北部の豊かな自然環境や歴史を活かし、人のやさしさでつくりあげる  
健康で活力のあるまちづくり～

これまでに築き上げられてきた豊かな自然環境の恵みの形成には「光：太陽の光」が必須条件であったように、新市のまちづくりのベースとなる自然環境の保全活用にも「光：太陽の光」は欠かせないものと考えます。

今後、「菊池北部の豊かな自然環境や歴史を人の営みに活用し、人のやさしさでつくりあげる健康で活力のあるまちづくり」を目指して、豊かな自然環境の恵みを基調とした3つのまちづくりの方向性に沿って、夢や希望が持てる新市のまちづくりを推進していきます。

今日まで本地域を育ててきた「光」に新市の夢や希望を重ね、それらがめぐり広がることを「光あふれる」と表し、歴史や文化を活用した健康で活力のあるまちを「田園文化のまち」と表現しました。

## 2 新市の将来像

新市のまちづくりの理念を踏まえ、新市が目標とする将来像を、3つのまちづくりの目標として設定しました。

### ●まちづくりの目標

### 水と緑に育まれた <sup>こころ</sup>「心のふるさと」づくり

新市の豊かな自然環境を基盤とし、これまでの歴史的背景や文化を伝えてきた文化財の保護や地域文化の振興を応援し、**個性ある地域づくり**を推進します。

また、**生涯学習**を推進し、地域の将来を担う心豊かな子どもたちを育むとともに、スポーツや世代間交流の振興を図り、**生きがいのある社会環境**を形成します。

さらに、行政が立案する計画への住民参画や住民活動の支援・育成等を行い**住民参加の体制づくり**を推進します。

このような施策を展開することにより、「**豊かな自然環境を基盤とした歴史・文化・生きがいのあるまちづくり**」を推進します。

### ●まちづくりの目標

### 水と緑に包まれた <sup>そうかい</sup>「爽快ふるさと」づくり

新市の豊かな自然環境に包まれた都市域の中で、住宅・住環境の整備や公園、上下水道の整備を行うことにより**快適な住環境**を確保します。

地域住民の手による自然景観の保全や美しい田園都市の形成、地域住民の助け合いにより、高齢者や子どもが**安心して暮らせるまちづくり**を推進します。

また、すべての住民に必要な**健康や医療、福祉の充実**を図ります。

このような施策を展開することにより、「**豊かな自然環境に包まれた快適で安心できる生活空間を創造するやさしさのあるまちづくり**」を推進します。



●まちづくりの目標

水と緑を活かした 「<sup>い</sup>いき<sup>い</sup>いきふるさと」づくり

新市の豊かな自然環境を保全するとともに、計画的な土地利用をすすめて、菊池川水系がもたらす肥沃な大地を基盤とした農林水産業の振興や菊池溪谷、温泉等の自然の恵みを活用した観光の振興、さらに、地場産業の育成と企業誘致、商業地の活性化を推進します。

また、農林水産業と観光を連携させたグリーンツーリズムや情報通信網の整備と産業への活用等、社会経済情勢に対応した特色のある産業の振興を推進します。

さらに、新市に必要な都市機能拠点を整備するとともに、広域的な視点から計画的・機能的な交通ネットワークの整備を推進します。

このような施策を展開することにより、「豊かな自然環境を活かした農林水産業・観光・商工業を主軸とした活力のあるまちづくり」を推進します。

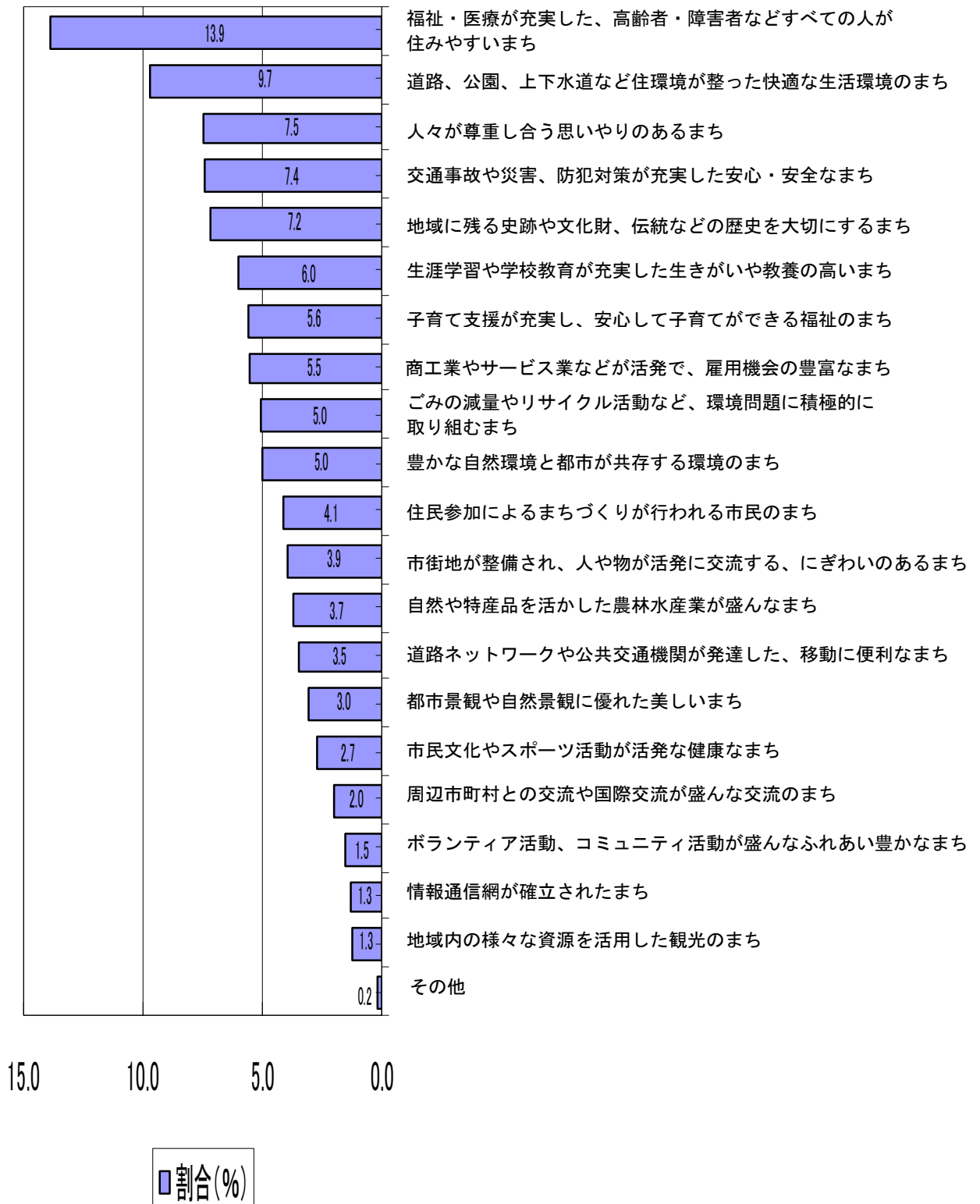
■住民アンケート調査による住民意向

住民アンケート調査結果において、新市の望ましい姿としては「福祉・医療が充実した、高齢者・障害者などすべての人が住みやすいまち」が一番多く、次に、「道路、公園、上下水道など住環境が整った快適な生活環境のまち」、「人々が尊重し合う思いやりのあるまち」、「交通事故や災害、防犯対策が充実した安心・安全なまち」、「地域に残る史跡や文化財、伝統などの歴史を大切にするまち」が多くなっています。

これらの上位5項目を整理すると「福祉、快適、人、安心・安全、歴史・文化」がキーワードとして上げられます。

これらのキーワードに代表される住民アンケート調査結果の住民意向を十分に踏まえ、前述した新市のまちづくりの理念や将来像を設定しました。

新市の望ましい姿（住民アンケート調査）



### 3 新市の都市構造

新市のまちづくりの目標である「水と緑に育まれた“心のふるさと”づくり」、「水と緑に包まれた“爽快ふるさと”づくり」並びに「水と緑を活かした“生き生きふるさと”づくり」を実現するため、新市の骨格となる広域連携軸や地域連携軸を位置づけ、さらには都市機能の拠点整備を明確にすることにより、新市の都市構造の考え方を示します。

#### ◇広域連携軸

国道 325 号、国道 387 号、県道植木インター菊池線及び菊池グリーンロードを新市の広域連携軸として設定し、周辺市町村や県内の他市町村との文化・産業等の交流を促進するとともに、九州自動車道植木 I C 及び熊本空港とのアクセスを強化し、九州及び全国との広域交流を促進します。

#### ◇地域連携軸

広域連携軸を補完する県道及び市町村道を地域連携軸として設定し、新市の全域をネットワークすることにより、市民間の交流を促進するとともに新市全体の均等ある発展を推進します。

#### ◇行政拠点

市民の利便性を重視し、新市の地形や人口の分布に配慮した位置に、新市の行政拠点を新たに設置するものとします。

また、旧市町村の庁舎は、市民サービスに配慮し、市民に対する情報発信や地域における行政サービスを行う身近な行政拠点として再構築し、有効活用を図ります。

#### ◇商業拠点

中心商業地を新市の商業拠点として設定し、多様化する消費者ニーズに対応するとともに、他分野との連携を深めることにより、魅力ある商業地の形成を推進します。

#### ◇工業拠点

既存の工業団地及び周辺の工場適地を新市の工業拠点として設定し、広域連携軸へのアクセス強化や研究機関との連携、新たな優良企業の誘致を促進することにより、工業集積地としての機能強化を推進します。

#### ◇福祉・健康拠点

市民が日常的に集まる行政拠点、商業地及びその周辺地域を新市の福祉・健康拠点として設定し、市民の交流の場及び健康維持・増進の情報管理・発信拠点の形成を推進します。

また、拠点を整備することにより、市域に点在する社会福祉施設等との連携を図り、施設の有効活用を促進します。

#### ◇文教拠点

公共交通機関等の利便性の高い地域周辺を文教拠点として設定し、教育施設の充実や高度高等教育機関の誘致を図るとともに、その教育施設を核としたひとづくり・まちづくりを展開しながら、教育環境の充実を推進するとともに、地域への情報発信を行う等により、教育機関の多様化や個性化を促進します。

#### ◇観光交流拠点

温泉や河川、湖、田園、山々等を利用した既存観光施設周辺を観光交流拠点として設定し、周辺地域の環境を保全するとともに、環境に配慮した施設の整備充実やイベントの開催等を図ることにより、自然とのふれあいから人々の自然環境に対する理解を深め、みどりの中のにぎわい空間を創出します。

## 4 ゾーン別まちづくりの方針

新市には四市町村から受け継いだ魅力ある資源や産業の集積があり、これらの地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、以下に示す4つのゾーン別のまちづくり方針を設定しました。

#### ◇清流・緑・ふれあい体験ゾーン

新市の東部地域は、阿蘇くじゅう国立公園が広がり、公園内には、国立公園の一峰である鞍岳、菊池溪谷等、豊かな自然環境を形成しています。

これらの自然環境に恵まれた地域については、「清流・緑・ふれあい体験ゾーン」として設定し、自然環境や生態系の保全に努めるとともに、自然とのふれあいやすらぎを与えてくれる場としての活用を推進します。

#### ◇環境・田園・やさしさ体験ゾーン

新市の住宅地域は新市西部に集中しており、東西に横断する菊池川及び合志川を中心に形成しています。

これらの住宅地域を「環境・田園・やさしさ体験ゾーン」として位置づけ、新市の農業生産の基盤として営農環境の維持保全に努めるとともに、居住環境の改善やコミュニティの強化を推進します。

また、生活道路や身近な公園・緑地、上下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、美しい田園都市にふさわしい景観整備を推進することにより、快適で魅力的な市街地環境

の形成に努めます。

さらに、地域コミュニティを活用した防犯・防災体制の充実を図るとともに、健康・福祉・医療においても、その役割を強化し、すべての住民が安心して暮らせる住環境の形成を推進します。

#### ◇交流・文化・にぎわい体験ゾーン

新市の商業市街地は、国道 325 号と国道 387 号が交差する付近を中心にする地域と国道 387 号と合志川が交わる付近を中心に形成しております。

商業市街地周辺を「交流・文化・にぎわい体験ゾーン」に設置し、個性ある商店街の形成や新たな商業集積を促進することにより、市民が交流する魅力ある商業地の形成に努めます。

また、福祉や芸術文化活動等との連携を図ることにより、利便性や文化性を持った市民が集えるにぎわいのある商業空間の形成を推進します。

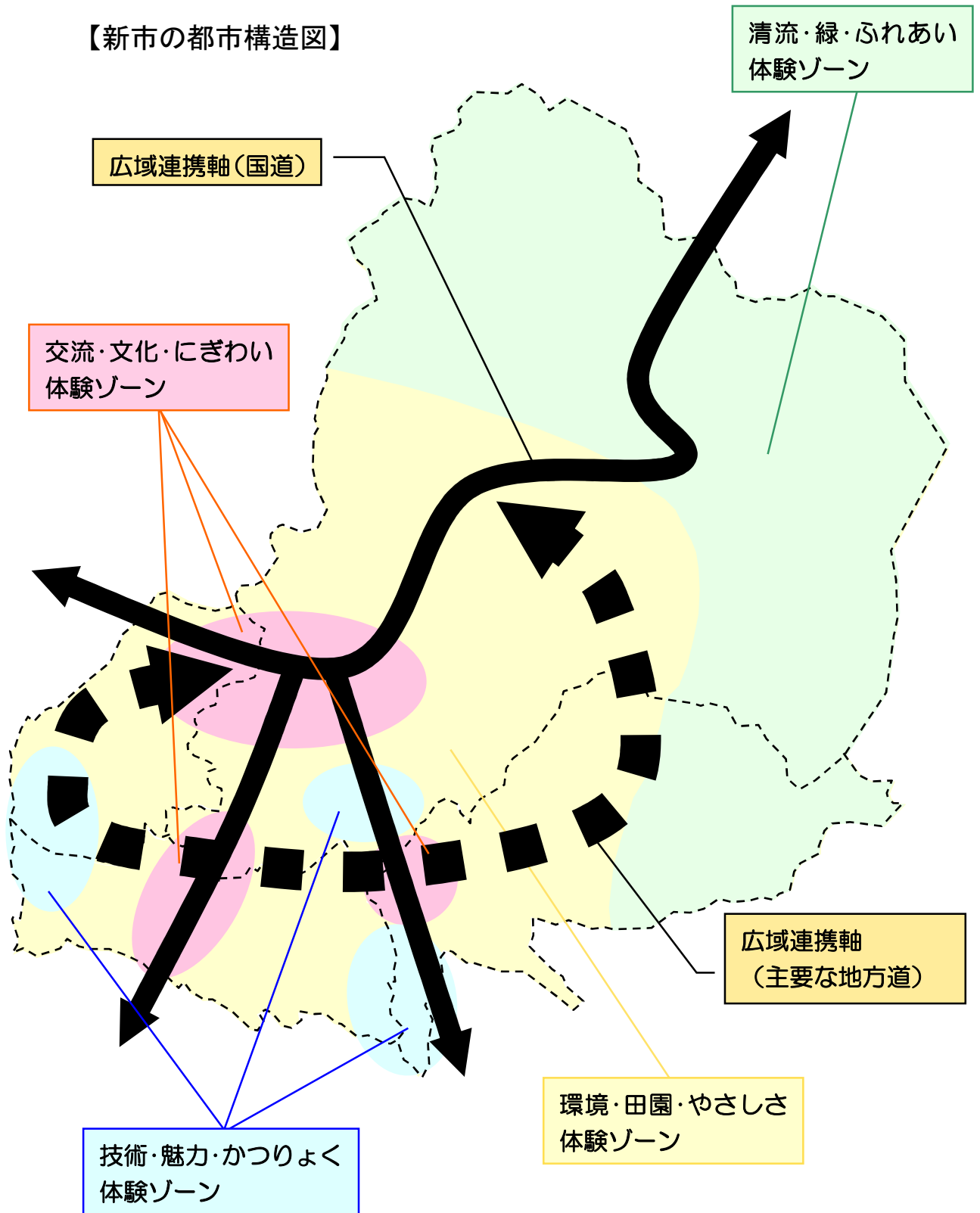
#### ◇技術・魅力・かつりょく体験ゾーン

新市の工業地域は、新市南部の国道 325 号、国道 387 号沿線及び新市西部の市境付近を中心にする地域に工業団地を形成しています。

工業集積地周辺を「技術・魅力・かつりょく体験ゾーン」として位置づけ、工業拠点としての整備を推進することにより、最先端技術の集積地の形成を目指します。

また、若者に魅力ある工業集積を図ることにより、若者の定住を促進し、活気あるまちづくりを推進します。

【新市の都市構造図】



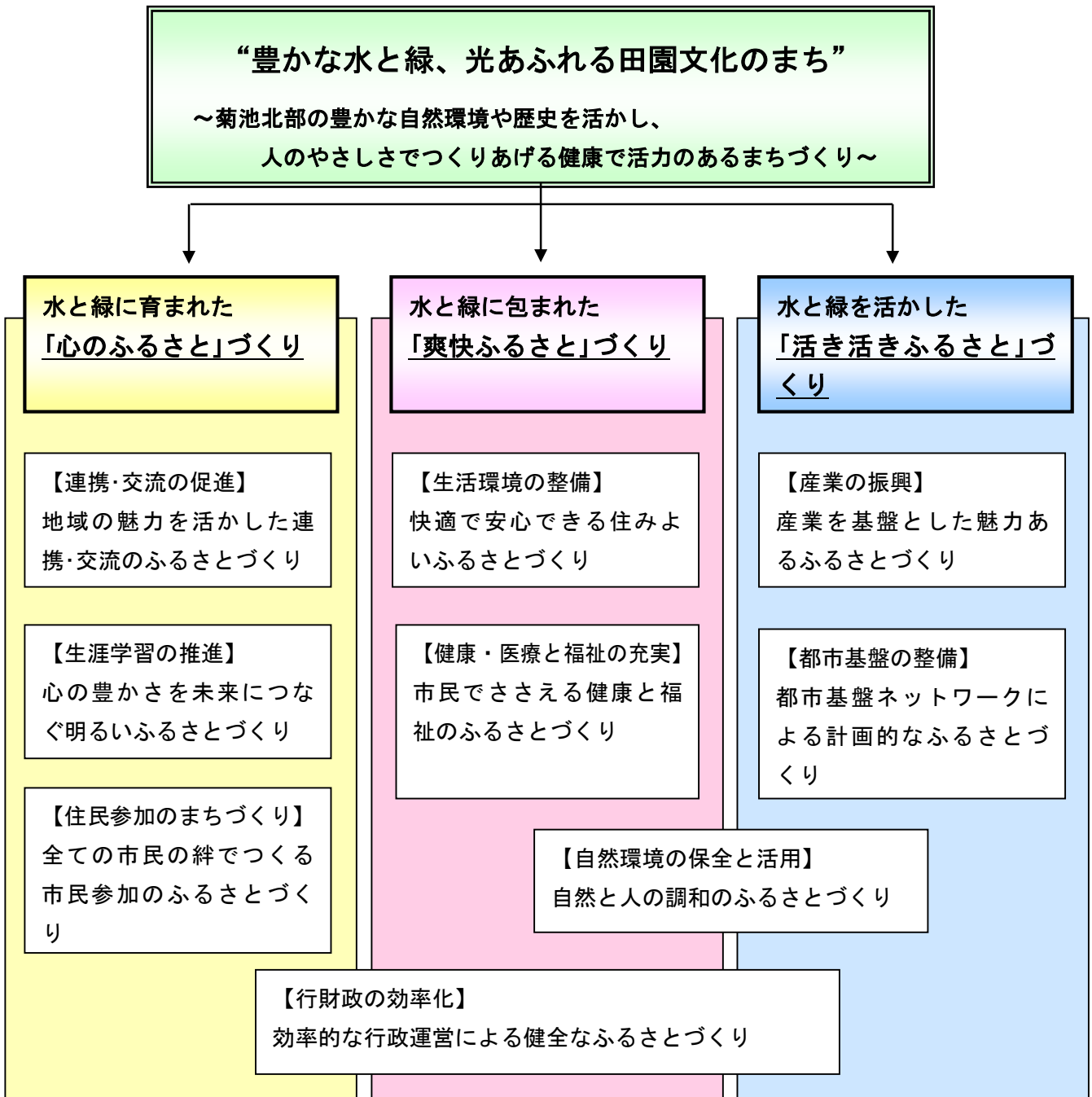


## 第4章 新市の施策

### 1 施策の体系

新市のまちづくりの理念である「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」を実現していくために、3つのまちづくりの目標のもとに、以下のような施策の体系を設定しました。

新市においては、設定した主要施策の総合的かつ一体的な施策の展開を行います。



## 2 主要施策

### (1) 連携・交流の促進

#### ア 基本方針

### 地域の魅力を活かした連携・交流のふるさとづくり

四市町村は、行政面や住民の日常生活において、様々な交流・連携を進めてきましたが、今後、新市となって着実に発展していくためには、新市を構成する各地域間の連携を強化することにより、市民の融和と交流を促進し、新市の一体感を創出する事が重要となります。

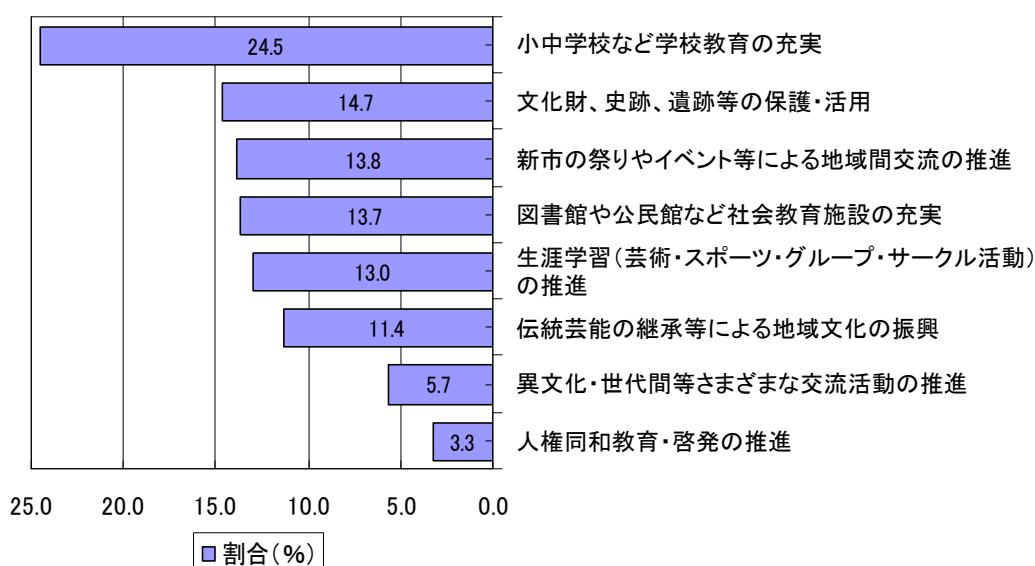
また、市域内外の人々の連携交流を推進するためには、交流の核となる各地域の魅力が必要であり、各地域に点在する様々な有形無形の資源等を活用することにより、各地域が個性ある地域づくりを推進し、魅力ある地域を形成することが必要です。

さらに、住民ニーズの変化や各分野における圏域や対象の拡大等、社会経済情勢における多種多様化やグローバル化に対応するため、様々な文化経済交流を推進します。

なお、住民アンケート調査結果における連携・交流の重点施策は、「文化財、史跡、遺跡等の保護・活用」や「新市の祭りやイベント等による地域間交流の推進」の割合が高い結果となっています。

施策の展開の実施においては、このような住民意向を反映することに努めます。

#### 【住民アンケート調査結果（連携・交流）】



## イ 主要施策

### ◆個性ある地域づくりの促進

#### ●地域文化の振興

- ・ 区及び市民活動団体を対象とし、地区住民が「自ら考え自ら実践する」ふるさとづくりを支援します。
- ・ 菊池地域の歴史・文化及び産業の歴史を展示・保存を行ない、地域文化の再認識と顕彰に努めます。また、市民の作品展示やまちづくりの集会施設を充実させ、交流をとおした活力ある地域づくりを推進します。

#### ●文化財の保護と伝統文化の活用

- ・ 新市に既存する貴重な文化財・文化遺産及び無形民族文化財に代表される伝統文化に市民が親しめるよう、必要な施設の整備を進めるとともに、伝承芸能を保存するための後継者の育成や発表の場を設け活動の活性化に努め、保存・活用を進めます。

### ◆地域間連携の強化

#### ●地域間交流の推進

- ・ 祭りに関する市民検討委員会を設置し、四市町村が行ってきた祭りの合同開催や新市の祭りを検討します。
- ・ グリーンツーリズムを通じた都市と農山村との交流を推進し、農山村地域の活性化を図るとともに、コミュニティづくりの推進及び農山村景観の保全再生に努め、農業体験や自然体験、地域づくり活動を行います。

#### ●広域行政の推進

- ・ 新市においても、電子自治体構築のための新システム開発等、単独での実施が難しいものについては、熊本県や周辺市町村との連携を図っていきます。

### ◆文化・経済交流の推進

#### ●国際交流の推進

- ・ 国際交流を推進するため、海外からのホームステイ者を受け入れるホストファミリーを市民から募集・登録し、外国語講座やホストファミリーのノウハウを学ぶ勉強会を開催するなど受け入れ態勢を整えます。
- ・ 姉妹・友好都市等とのスポーツ交流・文化交流を通して、国際感覚豊かな人材の育成、地域の活性化及び相互の交流による経済の活性化を図ります。

## ●異文化等さまざまな交流活動の推進

- ・ 全国の新市出身者に対して、ふるさと交流会を実施し、新市の情報交換及び特産品の紹介等を行います。
- ・ 姉妹都市や友好都市と市民レベルでの交流を行っている団体を支援し、民間を主体とした経済的・人的な都市間の交流を推進し、市の活性化やまちづくりを担う人材を育成します。

## 【主な事業】

主要施策	主要事業名
地域文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふるさと活性化推進事業</li> <li>・ まちづくり複合施設整備事業</li> </ul>
文化財の保護と伝統文化の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財総合整備事業</li> <li>・ 歴史資料館整備事業</li> <li>・ 埋蔵文化財発掘調査事業</li> <li>・ 伝承文化育成推進事業</li> </ul>
地域間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新市の祭り検討事業</li> <li>・ グリーンツーリズム推進事業</li> <li>・ 菊池川水系交流環境整備事業</li> </ul>
広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村連携推進事業</li> <li>・ 広域行政事業</li> </ul>
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホストファミリー登録制度事業</li> <li>・ 姉妹・友好都市等国際交流事業</li> </ul>
異文化等さまざまな交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふるさと交流事業</li> <li>・ 市民の国際交流事業</li> </ul>

## (2) 生涯学習の推進

## ア 基本方針

心の豊かさを未来につなぐ明るいふるさとづくり

新市の輝かしい未来の発展には、将来を担う子どもたちの個性豊かな成長が不可欠だと思われま。家庭や学校、地域が協力し合い、地域の特色や資源を教育に活用するなど、将来を担う子どもたちの教育環境を充実し、心豊かな子どもたちを育みます。また、今日における住民ニーズの多様化や余暇時間の増大に対応し、社会教育の充

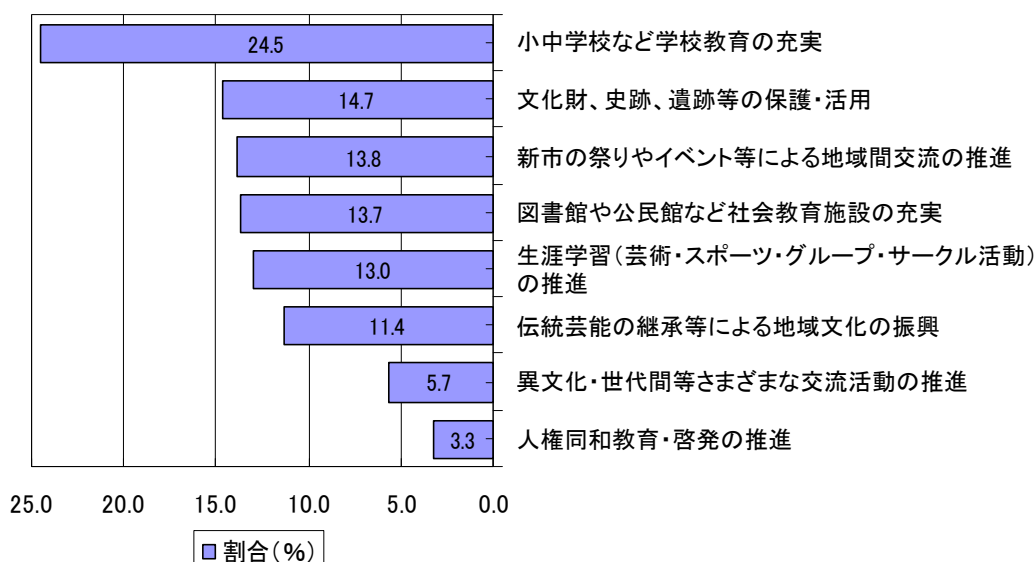
実を図るとともに、市民文化・スポーツを振興することにより、多種多様な学習機会を市民に提供し、生きがいある社会環境の形成に努めます。

さらに、全ての市民の人権を尊重するため、人権教育・啓発活動を展開することにより、人権に対する市民の意識の高揚を図り、明るい地域社会の形成を推進します。

なお、住民アンケート調査結果における生涯学習の重点施策は、「小中学校など学校教育の充実」や「図書館や公民館など社会教育施設の充実」の割合が高い結果となっています。

施策の展開の実施においては、このような住民意向を反映することに努めます。

### 【住民アンケート調査結果（生涯学習）】



## イ 主要施策

### ◆学校教育と社会教育の充実

#### ●学校教育の充実

- ・ 教育の中に、地域の歴史や自然、地域の住民とのふれあいの機会を設け、地域と学校が一体となった取り組みを推進します。
- ・ 中学校における外国語指導の補助及び小学校における外国語会話の補助や地域における国際交流活動への協力、外国語教育教材作成補助、留学支援等を推進します。
- ・ 生徒の問題行動等の要因と考えられる悩み、不安、ストレスを緩和し、生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供するため「心の教室」を設置し、相談員を配置します。
- ・ 大学や専門学校等の高等教育機関の誘致を推進します。
- ・ 教職員の専門知識の向上や資質向上を図るため、多種多様な研修を推進します。

- ・ 老朽化した学校教育施設の改修や建て替えを推進します。また、それ以外の施設でも耐震診断を実施し、防災上問題のある施設については対策を行います。
- ・ 高度情報化社会に対応できる児童生徒を育成するため、情報教育環境施設の充実を図ります。

●社会教育の充実

- ・ 地域特性を活かした生涯学習（文化・芸術・スポーツ・自然環境等）を推進します。
- ・ 市民の学習活動を支援する生活・文化の向上を図る生涯学習センター（図書館・中央公民館等の複合施設）の整備を推進します。
- ・ 家庭、学校、地域が連携し青少年の非行や被害を防止し、健全育成に取り組む体制づくり、意識啓発を推進します。

◆市民文化・スポーツの振興

●市民文化の振興

- ・ 市民が中心となって活動している市民文化活動に対して支援を行います。
- ・ 市民への文化財の周知・啓発事業を推進します。

●スポーツ・レクリエーションの振興

- ・ スポーツ・レクリエーションの活動拠点として、既存施設の維持管理を行うとともに、有効利用を推進します。
- ・ 新たな社会体育施設の整備を含め、既存施設の充実を図り、市民のスポーツ振興を図ります。

◆人権意識の高揚

●人権同和教育・啓発の推進

- ・ 同和問題をはじめ、すべての人権問題について理解と認識を深め、差別意識を解消するため、正しい理解と啓発のための各種事業を実施します。
- ・ 人権同和教育・啓発の拠点として、人権センターの整備を推進します。

●人権同和教育・啓発のための指導者の育成

- ・ 人権同和教育・啓発のための指導者の育成を推進します。



**【主な事業】**

主 要 施 策	主 要 事 業 名
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校、家庭、地域連携事業</li> <li>・ ジェットプログラム事業</li> <li>・ 心の教室相談員設置事業</li> <li>・ 家庭教育推進事業</li> <li>・ 高等教育機関誘致事業</li> <li>・ 学校教育施設等の整備事業</li> <li>・ 教職員資質向上事業</li> <li>・ 教育内容向上のための学習環境整備事業</li> </ul>
社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の特性を活かした生涯学習（文化、芸術、スポーツ、自然環境等）の推進事業</li> <li>・ 青少年育成市民会議支援事業</li> <li>・ 生涯学習センター（複合）整備事業</li> </ul>
市民文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民文化活動支援事業</li> </ul>
スポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存施設有効活用事業</li> <li>・ スポーツ施設の整備事業</li> </ul>
人権同和教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権同和教育、啓発事業</li> </ul>
人権同和教育・啓発のための指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権同和教育、啓発指導者育成事業</li> </ul>

**(3) 住民参加のまちづくり**

**ア 基本方針**

**全ての市民の絆でつくる市民参加のふるさとづくり**

住民アンケート調査結果における住民参加の重点施策は、「住民への情報提供の充実」や「住民からの意見収集の充実」、「住民総参加のまちづくりの推進」の割合が高い結果となっています。

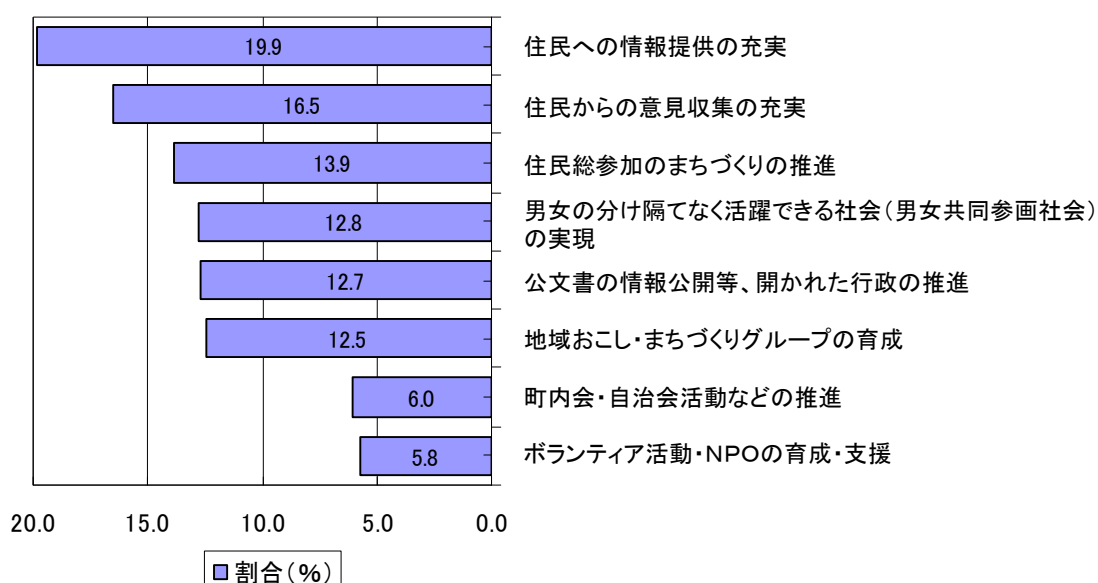
アンケート調査結果からも判断できるように、住民主体のまちづくりが望まれています。

市民が参画しやすいシステムを構築することにより、市民のまちづくりへの参加を推進し、市民と行政の協働（パートナーシップ）によるまちづくりを進めることが重要です。

また、ボランティアや<sup>注)</sup>NPOなどによる、福祉やまちづくりに対する住民活動を育成・支援することにより、その活動を市域全体に展開し、市民で支えあう地域社会を形成します。

さらに、市政に関する情報公開を積極的に推進し、市民に開かれた行政運営を行います。なお、アンケート結果に示された住民意向については、施策に反映することに努めます。

### 【住民アンケート調査結果（住民参加）】



## イ 主要施策

### ◆住民参画の推進

#### ●住民総参加のまちづくりの推進

- ・ 合併後も地域住民の声を反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するために、四市町村の区域を単位として、地域審議会を設置します。

#### ●男女共同参画社会の実現

- ・ 男女が性別にとらわれず、あらゆる分野で、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、男女共同参画推進のための意識啓発及び推進体制の整備に取り組むとともに、その拠点となる男女共同参画センターの整備や、男女共同参画を総合的、計画的に推進するため男女共同参画計画の策定に取り組めます。

注) NPO：行政・企業から独立し、地域振興や福祉等のために活動する民間非営利団体のこと。

◆ボランティアなど住民活動の育成・支援

●コミュニティ活動の推進

- ・ 市民で構成する市民主体のまちづくり活動組織に対する支援等を行い、市民の主体的なまちづくり活動を推進します。

●ボランティア・NPO（ボランティア団体、NPO法人等）の育成・支援

- ・ 住民と行政の協働によるまちづくり、住民の市政への参画を推進するために、ボランティアやNPOへの支援を行うとともに、これからNPO法人になろうという任意団体の法人化への支援を行います。
- ・ NPO法人に公共サービスに参入する機会を提供し事業委託を行うことにより、行政では対応できない多種多様な住民ニーズに対応できる地域社会の構築を図ります。

◆情報公開の推進

●情報公開制度の充実

- ・ 情報公開制度を充実させ、開かれた行政を推進します。

●広報活動の充実

- ・ 広報紙により、市の事業や政策、活動内容について、市民や関係者に解りやすく情報の提供を行います。

●情報提供・広聴活動の充実

- ・ 住民サービスの向上を図るため、ホームページの作成・更新等を行います。

[主な事業]

主要施策	主要事業名
住民総参加のまちづくりの推進	・ 地域審議会設置事業
男女共同参画社会の実現	・ 男女共同参画推進のための意識啓発事業
コミュニティ活動の推進	・ わがまちづくり支援事業
ボランティア・NPOの育成・支援	・ NPO支援事業 ・ 公共サービスに参入する機会を提供し事業委託
情報公開制度の充実	・ 情報公開推進事業
広報活動の充実	・ 市広報事業
情報提供・広聴活動の充実	・ ホームページ関連事業 ・ イメージキャラクターによる新市の啓発事業 ・ 情報提供推進事業

#### (4) 生活環境の整備

##### ア 基本方針

### 快適で安心できる住みよいふるさとづくり

新市の発展には、そこで暮らす市民の生活基盤を整えることが重要です。そのため、生活道路や上下水道等の市民の生活基盤の整備を推進し、快適な住環境を創出することにより、市民にとって魅力ある居住環境を形成します。

今後、生活環境面においてもこれまでのバリアフリー施策に加え、すべての人にやさしい<sup>注)</sup>ユニバーサルデザインなどを考慮した施策が必要です。

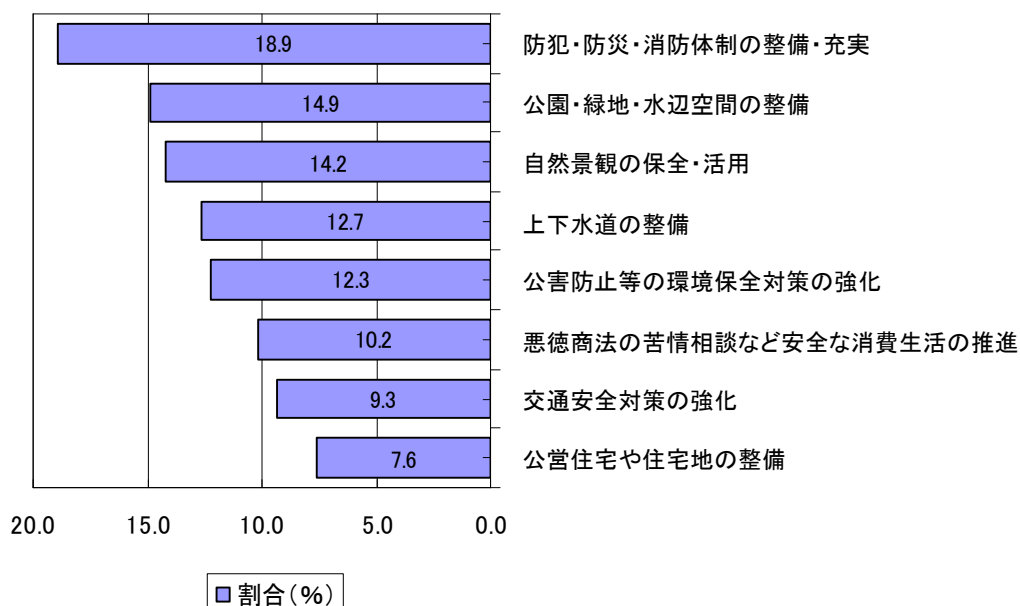
また、防犯対策の充実、防災・消防体制や交通安全対策を強化することにより、全ての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

さらに、美しい自然景観を有する新市においては、自然環境に配慮した生活基盤の整備を推進することにより、美しい景観形成に努めます。

なお、住民アンケート調査結果における生活環境の重点施策は、「防犯・防災・消防体制の整備・充実」や「公園・緑地・水辺空間の整備」、「自然景観の保全・活用」の割合が高い結果となっています。

施策の展開の実施においては、このような住民意向を反映することに努めます。

#### 【住民アンケート調査結果（生活環境）】



注) ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍（言語）や障害の有無等に関係なく、最初から誰もが利用できるような製品、建物や環境のデザインを行うこと。また、今日では、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会」を作るといった、より広い概念として使われている。

## イ 主要施策

### ◆快適な住環境の確保

#### ●住宅・住環境の整備

- ・ 新たな公営住宅団地等を整備するとともに、老朽化した既存の公営住宅等の建て替えや改修、公共下水道への接続により住環境の整備を推進します。

#### ●公園・緑地の整備

- ・ 都市公園については、施設の集約化と多目的公園としての機能充実を図るとともに、周辺緑地との修景形成を図ります。
- ・ 菊池川水系については、ふるさとの川モデル事業を推進し、自然景観と調和し、親水性に富んだ魅力ある水辺空間を創出します。
- ・ 河川の高水敷にひまわり・コスモス・菜の花等を植えるとともに、ホタルが生息できるような河川の環境美化を推進します。
- ・ 住民のいこいの場及び子ども達が手軽に遊べる場として、公園・緑地の整備を推進します。

#### ●環境衛生対策の推進

- ・ 現代の産業構造やライフスタイルの多様化に伴い、ごみの排出量も年々増加傾向にあり、より衛生的、効率的かつ長期的に安定した処理体制を確立するために一般廃棄物の最終処分場を新たに建設します。
- ・ 地球環境にやさしい循環型社会の構築のため、家庭から出された不燃ごみ及び廃プラスチックごみのリサイクル及び埋め立てごみの減量化を目的にリサイクルプラザを建設します。
- ・ 地球環境にやさしい循環型社会の構築に向けて、社会全体でごみの分別収集及びリサイクルの推進を図り、ごみの減量化を図ります。
- ・ 産業廃棄物等は、今後も排出事業者が責任を持って処理するよう強く指導します。また、農業用廃ビニールや粗大ごみなどの河川や空き地への不法投棄は、監視を強化し防止していきます。
- ・ 環境の時代にふさわしい新エネルギー資源としてのバイオマス活用について検討します。
- ・ 市民の生活環境の向上や、感染症の発生予防のための消毒機械の貸し出しや、薬剤の支給を行います。

#### ●上下水道の整備

- ・ 水道未普及地域に対して、安全な水道水の供給を図るため、上水道事業を推進します。

- ・ 給水区域内に飲料水を安定供給するための整備を推進します。
- ・ 既存上水道施設の拡張整備や老朽化が著しい施設の整備を推進します。
- ・ 公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境の改善等を目的とした公共下水道事業や農業集落排水事業を推進します。
- ・ 公共下水道事業や農業集落排水事業等が不向きな地域では、浄化槽市町村整備推進事業、浄化槽設置整備事業及び小規模集合排水処理整備事業を推進します。

#### ◆安心して暮らせるまちづくり

##### ●交通安全対策の推進

- ・ 交通安全対策を推進するために組織体制を強化し、関係機関・団体と連携しながら、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設を整備し、総合的な交通安全対策を推進します。

##### ●防犯体制の整備・充実

- ・ 高齢者世帯の増加等に対応し、地域のコミュニティ組織を活用した防犯体制の組織づくりを推進します。
- ・ 地域住民が安全で安心して暮らしていける環境づくりに向け、防犯意識の高揚と防犯設備等の整備を推進します。

##### ●安全な消費生活の推進

- ・ 安全な消費生活の確立を目的として、消費に関する住民の苦情相談等に迅速かつ的確な対応が可能となる相談窓口体制等を整備します。

##### ●公害の防止

- ・ 大気汚染、悪臭、騒音、水質汚濁、振動等の公害の未然防止のため関係機関との連携を保ちながら監視調査体制の強化に努めるとともに、大規模開発事業や企業進出については、事前の調査に努め、公害防止施設の設置や指導を強化します。

##### ●防災・消防体制の整備・充実

- ・ 災害に強い安全なまちづくりを推進するため、各地域との整合性を図りながら、火災時の初期消火のために防火水槽や小型動力ポンプ、積載車等の整備を推進します。
- ・ 消防団活動の活性化を図り、消防力の強化と地域の防火意識の高揚を図ります。
- ・ 市民の災害に対する認識を高めるため、関係機関との連携を図りながら、災害危険個所の周知、避難経路の確保などの広報に努め、災害時の被害軽減を図ります。
- ・ 地域住民との連携による自主防災組織を中心とした防災・防犯組織の構築や活動に対する支援、市民を巻き込んだ「大規模な訓練」により、災害に備えた防災体制の確立を図ると



ともに、市民の災害に対する不安を軽減します。

- ・ 災害時の情報ネットワークを構築するため、防災無線の統合整備を推進します。

◆美しい景観づくり

●美しい田園都市の形成

- ・ 本市の美しい田園景観を構成している里地・里山を保全するとともに、田園景観に配慮した建物の景観保全及び整備を促進します。
- ・ 本市の農村環境を生かし、伝統的農業施設や美しい農村田園環境の保全・復元に配慮した整備を行い、都市と農村の共生と地域の活性化を図ります。
- ・ 市民の環境に対する意識の向上を図るために、自然体験学習等による環境教育を推進するとともに、自分たちのまちは自分たちの手で美しくする市民総参加のクリーン作戦を積極的に展開するなど、市民の環境保全に対する取り組みを積極的に支援します。

●自然景観の保全

- ・ 本市の美しく豊かな河川や山林等を保全するため、市、市民、及び事業者が一体となった、河川及び緑化環境の保全・推進を図ります。

[主な事業]

主要施策	主要事業名
住宅・住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅等整備事業</li> <li>・ 国道周辺住環境整備事業</li> </ul>
公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園緑地整備事業</li> <li>・ 水辺公園整備事業</li> <li>・ 堤防等周辺美化事業</li> <li>・ 都市公園整備事業</li> </ul>
環境衛生対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ処理対策事業</li> <li>・ 一般廃棄物最終処分場建設事業</li> <li>・ リサイクルプラザ建設事業</li> <li>・ 埋立地監視業務委託事業</li> <li>・ 分別収集事業</li> <li>・ 防疫事業</li> </ul>
上下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道整備事業</li> <li>・ 簡易水道整備事業</li> <li>・ 上水道安定供給整備事業</li> <li>・ 既存上水道施設整備事業</li> </ul>

主要施策	主要事業名
上下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道事業</li> <li>農業集落排水事業</li> <li>浄化槽市町村整備推進事業</li> <li>小規模集合排水処理整備事業</li> <li>浄化槽設置整備事業</li> <li>上下水道電算管理推進事業</li> </ul>
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全啓発推進事業</li> <li>交通安全施設整備事業</li> </ul>
防犯体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティ防犯推進事業</li> <li>防犯設備等整備事業</li> </ul>
安全な消費生活の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者相談窓口の設置</li> </ul>
公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄の防止及び監視パトロールの強化</li> <li>クリーン自動車購入事業</li> </ul>
防災・消防体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防施設整備事業</li> <li>消防団維持管理事業</li> <li>総合防災訓練事業</li> <li>防災無線整備事業（防災無線の統合）</li> <li>急傾斜地崩壊対策事業</li> </ul>
美しい田園都市の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>田園景観保全整備事業</li> <li>環境美化推進事業</li> <li>田園自然環境保全整備事業</li> </ul>
自然景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観保全事業</li> </ul>

## (5) 健康・医療と福祉の充実

### ア 基本方針

#### 市民でささえる健康と福祉のふるさとづくり

近年、少子高齢化の進展や多種多様化する住民ニーズに対応した福祉サービスが必要であり、新市において地域福祉計画を策定し、福祉行政を市民とともに推進することにより、全ての市民が「安心して生活」できるまちづくりを展開します。

また、高齢化社会においては、日頃からの健康管理や医療体制の確立が重要であり、地域コミュニティと医療機関の連携を図るとともに、地域が支える健康・医療のまちづくりを推進します。

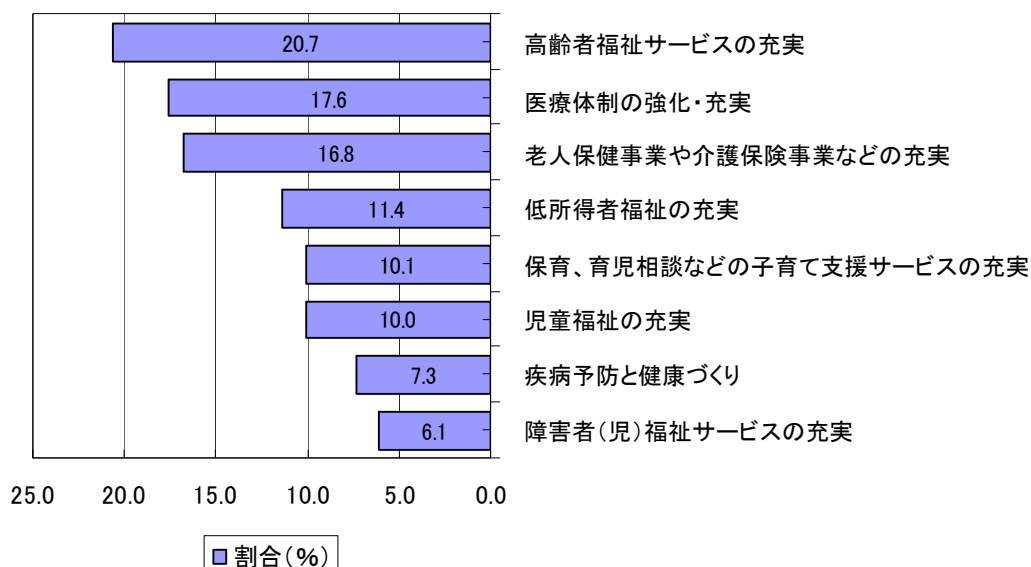
さらに、保健福祉制度の充実を図り、高齢者や介護を必要とする人たちが、安

心して日常生活を過ごせるまちづくりを推進します。

なお、住民アンケート調査結果における健康・医療・福祉の重点施策は、「高齢者福祉サービスの充実」や「医療体制の強化・充実」、「老人保健事業や介護保険事業等の充実」の割合が高い結果となっています。

施策の展開の実施においては、このような住民意向を反映することに努めます。

【住民アンケート調査結果（健康・医療・福祉）】



イ 主要施策

◆住民すべての福祉の充実

●児童福祉の充実

- ・ 保育サービスにおいては、家庭等における保育ニーズの多様化に対応した、延長保育、障害児保育などの特別保育事業等の充実を図ります。
- ・ 不登校やいじめ、児童虐待や家庭内暴力等から子どもを守り、全ての子どもたちが健やかに育つように相談体制の充実を図ります。

●子育て支援の充実

- ・ 放課後児童クラブなど、地域で支える子育て支援を推進します。
- ・ 育児不安等についての相談指導や子育てサークルなどへの支援、地域の保育施設等の子育て全般に関する情報提供を行います。
- ・ 地域における子育て支援、親子の健康の確保、次世代育成支援計画の策定と推進を図ります。
- ・ 仕事と子育ての両立、家庭での育児負担の軽減を図るためファミリーサポートセンターの設置を推進します。

**●母子・父子福祉の充実**

- ・ 母子・父子家庭等の生活実態に対応した経済的、精神的負担の軽減に資するため相談活動の充実を図り、安心して生活できるよう自立支援に努めます。

**●障害者(児)福祉の充実**

- ・ <sup>注)</sup> ノーマライゼーションを理念として、社会の中で安心して生活を送ることができるよう、障害者のニーズに応じた地域生活支援福祉サービスの充実を図ります。
- ・ 地域で暮らす障害者が様々なサービスを有効かつ総合的に活用できるための相談支援体制づくりを推進します。
- ・ 地域療育に携わる様々な関係者とともに療育の場における相談体制を確保することにより、障害児及びその家族が安心して療育に関わる環境づくりを支援します。

**●高齢者保健福祉の充実**

- ・ 高齢者世帯等を対象に家事援助やユニバーサルデザインに配慮した住宅整備の支援を行うことにより在宅生活での負担軽減を図ります。また、デイサービスセンターへの通所等により、介護予防事業に努めます。
- ・ 高齢者の生きがいと健康づくりを推進するために、高齢者の活動拠点の充実を図るとともに、シルバー人材センターや老人クラブへの活動支援を推進します。

**●低所得者福祉の充実**

- ・ 生活保護法に基づき、生活状況を的確に把握するとともに、自立の指導、助言に努めます。
- ・ 社会的弱者等への相談・指導・援護体制の充実を図ります。

**●地域福祉の充実**

- ・ NPO等による在宅福祉サービスを推進します。
- ・ “全ての人々が安心して、住み慣れた地域で暮らすことができるように、ともに支え合う福祉のまちづくり”を目指します。また、その基本となる地域福祉計画の策定を行います。

**◆健康づくりと医療の充実****●疾病予防と健康づくり**

- ・ 住民の健康で明るい健康づくりの拠点として、保健福祉センターの建設を促進し組織体制の充実を図ります。

注) 高齢者も若者も障害者もそうでない人も家庭や地域で通常の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きぬくような社会こそノーマルであるという考え方。

- ・ 生活習慣病における「一次予防」を重視し、一人ひとりが主体的に生活習慣改善に取り組むような活動を積極的に進めます。
- ・ 生活習慣病の予防や早期発見・早期治療に向けて、関係医療機関等との連携を強化し、健康診断・がん検診などの取組みや検診後の健康教育、健康相談、家庭訪問や地域の組織活動の支援等についても強化を図ります。
- ・ 母子保健の充実のため健康教育、健康相談、訪問指導、専門医療機関との連絡や情報提供等の支援を行い、安心・安全に妊娠・出産できる体制を作ります。
- ・ 乳幼児期からの基本的な生活習慣の確立を図るため、検診や訪問指導等連携強化を行い、心身ともに健やかな子どもが育つ体制を作ります。
- ・ 乳幼児の疾病の早期治療を促し、健康保持及び健全な育成と子育て支援を図るため乳幼児医療費の助成を行います。

●医療体制の強化・充実

- ・ 地域住民の救急医療体制を確保します。
- ・ 休日及び夜間の地域住民の救急医療体制を確保するため、医療機関・保健・消防相互の連携を深め、在宅当番・救急医療の情報提供や、病院群輪番制病院の体制確保等地域医療サービスの充実を推進します。

◆保健福祉制度の充実

●国民健康保険事業の充実

- ・ 健全な国民健康保険事業運営をするために、医療費の適正化に努めながら、経費削減のための事務処理の合理化、効率化を図り、適正賦課及び収納率向上に努めます。
- ・ 地域住民の健康保持・増進を図るため、国保保健事業を推進します。

●介護保険事業の充実

- ・ 介護保険事業計画に基づき、保険給付の円滑な実施を推進します。
- ・ ニーズの収集やケアプランのチェックにより介護保険事業のサービスの質の向上を図ります。
- ・ ケア会議を充実し関係機関やサービス事業との連携を図ります。

## [主な事業]

主 要 施 策	主 要 事 業 名
児童福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭児童相談</li> <li>・ 保育サービスの充実</li> </ul>
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別保育事業や放課後児童クラブの推進</li> <li>・ 地域子育て支援事業</li> <li>・ 次世代育成支援計画の策定</li> <li>・ ファミリーサポートセンター事業</li> </ul>
母子・父子福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子生活自立支援事業</li> <li>・ 母子父子家庭等医療費助成事業</li> </ul>
障害者(児)福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅支援体制の充実</li> <li>・ 施設サービスの充実</li> <li>・ 地域療育ネットワークの推進</li> </ul>
高齢者保健福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防のための支援</li> <li>・ 生きがいと健康づくりの推進</li> <li>・ シルバー人材活用事業</li> <li>・ 老人福祉施設整備事業</li> <li>・ 高齢者保健福祉計画の策定</li> </ul>
低所得者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護の自立指導、助言の充実</li> <li>・ 社会的弱者等への相談、援護体制の充実</li> </ul>
地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉サービス応援特区</li> <li>・ 地域福祉計画の策定</li> </ul>
疾病予防と健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健福祉センター建設事業</li> <li>・ 妊婦乳幼児健診委託事業</li> <li>・ 予防接種及び結核予防事業</li> <li>・ 母子保健事業</li> <li>・ 歯科保健事業</li> <li>・ 菊池養生園保健組合負担金</li> </ul>
医療体制の強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅当番、救急医療情報提供事業</li> <li>・ 病院群輪番制病院の体制確保事業</li> </ul>
国民健康保険事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保保健事業</li> </ul>
介護保険事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険事業計画の策定</li> <li>・ サービスの質の向上</li> <li>・ 関係機関、サービス事業との連携</li> </ul>



(6) 産業の振興

ア 基本方針

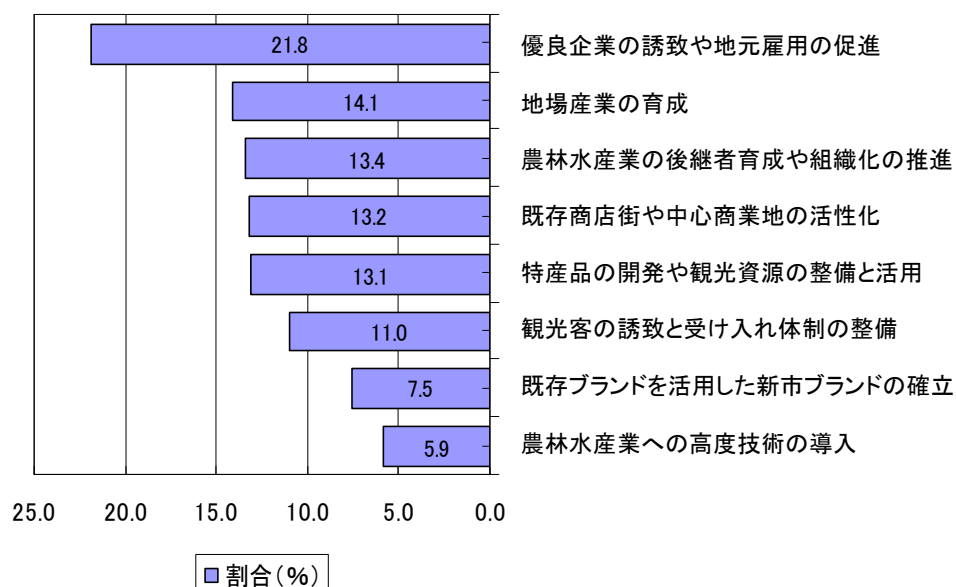
産業を基盤とした魅力あるふるさとづくり

四市町村の産業は農林水産業を基幹産業として発展してきましたが、新市の産業の更なる発展には、農林水産業における、安全・安心・高品質の農林水産物づくりが必要であり、そのため、生産基盤の整備を推進するとともに、地域の特性を活かし、環境保全に留意した魅力ある農林水産業の振興を図ります。

また、少子高齢化社会において若者の定住を促進するため、雇用機会を創出する必要があり、既存商店街の活性化や地場産業の育成を図るとともに、優良企業の誘致に努め、商工業の振興を推進します。

さらに、観光産業については、地域に点在する観光資源の整備を推進するとともに、新たな、観光資源の発掘や開発を行うなど、様々な資源を活かした観光の振興を図ります。

【住民アンケート調査結果（産業の振興）】



なお、住民アンケート調査結果における産業の振興の重点施策は、「優良企業の誘致や地元雇用の促進」や「地場産業の育成」、「農林水産業の後継者育成や組織化の推進」の割合が高い結果となっています。

施策の展開の実施においては、このような住民意向を反映することに努めます。

## イ 主要施策

### ◆特性を活かした魅力ある農林水産業の振興

#### ●新市ブランドの確立

- ・地域内で生産される農畜産物の加工を行い、高付加価値化を推進し新たな特産品の開発に努めます。
- ・多様な消費者ニーズに対応した安全・安心・高品質な農林水産物の生産を推進し、生産者・消費者の信頼関係を構築します。
- ・高齢者が長年培ってきた技術を活用した農産物の生産や加工品の開発によるブランド化を推進します。
- ・新たな販路の拡大を図るためのイベントを開催し、地域内の農林水産物のブランド化を推進します。
- ・福岡都市圏に、直接特産品を売り込むことにより、効率的な流通システムの確立及び消費者との交流機会の拡大を図ることのできるアンテナショップの開設を推進します。

#### ●循環型農業の推進

- ・畜産農家より生産された堆肥を、耕種農家が利用しやすい製品に高次処理出来る施設を整備し、JA・振興局等と連携し管内外流通を促進するとともに、生産だけでなく、堆肥散布作業受委託等まで含めたシステムの確立を図ります。また、畜産農家が耕作する農地への堆肥の適正散布による粗飼料の品質向上を推進し、作付面積の拡大による自給率の向上を図り、環境に配慮した循環型農業を推進します。

#### ●多様な担い手の育成

- ・新規就農者（新規学卒者・離職就農者・新規参入者）の育成については、農林業の人材確保を図るため、地域における新規就農者を確実に把握し、関係機関との連携による就農促進を行います。また、農業法人への就農や独立のための技術習得支援、さらに、経営開始時の支援等、受け入れ体制の整備を図り、UIJ ターン者等、農業以外からの新規就農者を含めた幅広い人材の確保と育成を推進します。
- ・青年農業者クラブ・林研クラブの育成については、やる気のある農林業の担い手で、地域の中で活動する青年農業者クラブや林業研究グループ組織の活動を支援し、経営感覚に優れた人材の育成を推進します。
- ・認定農業者等の育成については、兼業化、高齢化が進んだ地域や稲作等の土地利用型農業においては、農地の賃借や売買による担い手への農地集積に取り組むとともに、集落を単位に機械の共同利用等を行う集落営農や数集落にまたがる広域生産組織、機械利用組合による作業受委託組織等、認定農業者を中心とした地域の実状に即した多様な生産組織の育成及び、作目類型ごとに経営基盤の充実を図る認定農業者の育成を推進します。
- ・女性農業者の育成・参画の推進については、農業経営における女性の役割を明らかにし、

家族経営協定による経営参加を促進するとともに、経営管理技術習得等の研修の充実や農協理事、農業委員等、地域活動への参画を推進します。

●組織化の推進

- ・ 農林業や畜産業の生産基盤の保全・整備を推進します。
- ・ 農林業や畜産業の組織化や法人化に向け、生産組織の育成を推進します。

●高度技術の導入

- ・ 農業の継続的発展、農家の労力軽減を図るために、先進技術を導入した農業経営を普及するための、実証圃を設置します。

◆活力ある商工業の振興

●商業地の活性化

- ・ イベントや祭りを通して、地域住民と既存商店街の交流を深め、既存商店街の活性化を促進します。
- ・ 既存商店街の空き店舗対策や後継者対策等を推進します。
- ・ 「まちづくり交付金」と連携し、人が住み、育ち、学び、働き、交流する場として商店街の活性化を図ります。
- ・ 新市の商業地は菊池市と泗水町に商業地が形成されているが、その他の地域についても、市民の利便性に配慮し、市街地活性化事業に取り組み、身近な商業地の形成に努めます。

●地場産業の育成

- ・ 地場産業や既存誘致企業の振興を図ります。

●工業用地の確保

- ・ 既存工業用地の整備充実を進めるとともに、需要に応じた工業用地や周辺環境の整備を推進します。

●優良企業の誘致

- ・ 経済交流会等で本市及び工業用地のPRを行い、優良企業の誘致を推進します。

●地元雇用の促進

- ・ 若者の定住を促進するため、地場産業や誘致企業の地元雇用の促進を推進します。

**◆様々な資源を活かした観光の振興****●観光資源の整備と活用**

- ・観光に対するニーズが多様化する中で、自然を対象とした「いやしと安らぎ」が求められており、菊池渓谷や温泉施設など本地域の自然を活かした観光施設の連携と整備充実を図り、各種イベント等を開催しながら集客に努めます。
- ・道の駅や物産館などの観光施設については、地域の特性を活かした運営に努めるとともに、各物産館の連携を深め、各施設の整備充実を図ります。また、新市の特産品販売・開発に努めるとともに情報発信拠点、消費者との交流の場として、より一層の活用を図ります。
- ・第三セクターで運営する各施設については、地域の活性化・観光拠点としての施設の整備充実を図り、各種イベントを開催し集客に努めます。また、市民の憩いの場として積極的に活用します。

**●国際観光、交流の推進**

- ・外国人観光客の誘客については、「韓国人ノービザの提唱」を継続するとともに、国県と連携したビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）等に取り組み、積極的に本地域をアピールし誘客に努めます。また、宿泊及び観光施設や人的な交流を図るため、受け入れ体制の整備充実にも努めます。

**●観光客の誘致と受け入れ体制の整備**

- ・「行って良かった、また行きたい」と思っただけのような新しい観光地を市民と一緒に目指します。
- ・観光業者や観光関係機関への宣伝誘致に加え、イベントや会議等の本市開催誘致を推進します。
- ・韓国人修学旅行生のビザ免除にともない、韓国人観光マネージャーを雇用し、韓国人誘客事業に取りくみます。
- ・観光客を受け入れるにあたっては、新市の特性を活かし本物・安心・安全・季節感・遊び心・地産地消をキーワードに、来訪者に体感・感動を与えられる観光地を目指します。

**【主な事業】**

主 要 施 策	主 要 事 業 名
新市ブランドの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンテナショップの開設事業</li> <li>・ 既存ブランド振興事業</li> <li>・ 特産品開発事業</li> </ul>
循環型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産環境整備事業</li> </ul>
多様な担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域等直接支払事業</li> <li>・ 農業後継者育成対策事業</li> </ul>
組織化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織化法人化促進事業</li> <li>・ 農業振興対策支援事業</li> <li>・ 生産基盤整備推進事業</li> <li>・ 農道整備事業</li> <li>・ 林道整備事業</li> </ul>
高度技術の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営構造対策事業</li> <li>・ 園芸新産地育成対策事業</li> <li>・ 特用林産整備事業</li> </ul>
商業地の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント祭り商店街活性化事業</li> <li>・ 既存商店街空き店舗対策、後継者対策事業</li> <li>・ 中心市街地活性化事業</li> <li>・ 地域市街地活性化事業</li> </ul>
地場産業の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地場産業や既存誘致企業の振興</li> </ul>
工業用地の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業用地造成事業</li> <li>・ 周辺整備事業（アクセス道路・排水路）</li> </ul>
優良企業の誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優良企業誘致事業</li> </ul>
地元雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元雇用促進事業</li> </ul>
観光資源の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的施設整備事業</li> <li>・ イベント誘致事業</li> <li>・ 中山間地域観光拠点整備事業</li> <li>・ 菊池川観光拠点整備事業</li> <li>・ 観光資源整備事業</li> </ul>
国際観光、交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外観光客誘致事業</li> </ul>
観光客の誘致と受け入れ体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光客倍増対策事業</li> <li>・ 観光推進振興事業</li> <li>・ 道の駅関連施設整備事業</li> <li>・ サイン計画推進事業</li> </ul>

## (7) 都市基盤の整備

## ア 基本方針

## 都市基盤ネットワークによる計画的なふるさとづくり

新市の均一なる発展や地域の連携・交流を推進するためには、都市の骨格となる都市基盤の整備が必要不可欠です。

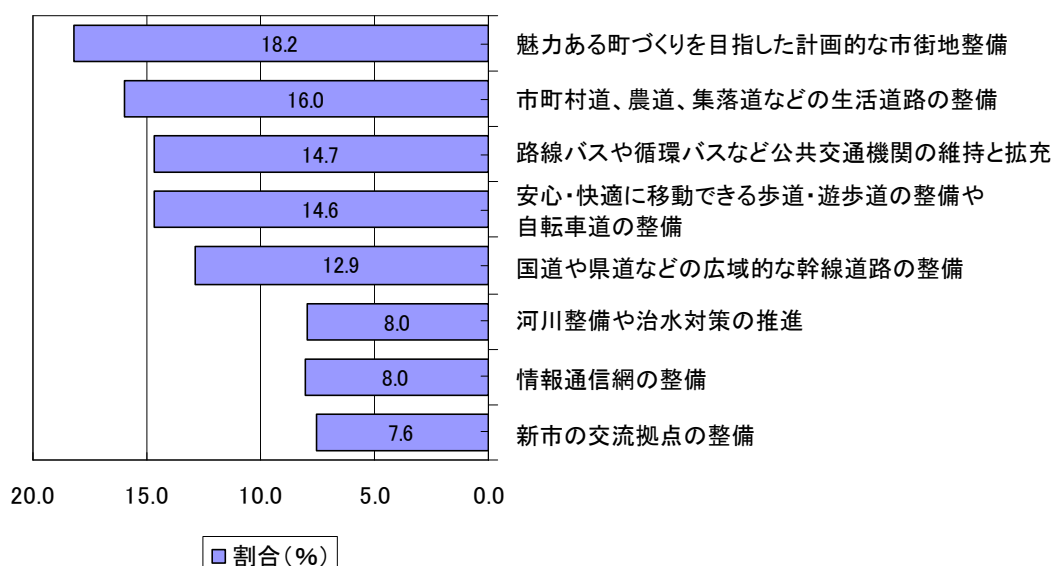
そのため、新市においては、計画的な市街地整備をすすめ、新市の一体感を創出するために必要である交流拠点の形成を図り、魅力的なまちづくりを推進します。

また、道路の整備や公共交通機関の確保を図ることにより、計画的・機能的な交通ネットワークの整備を推進し、地域や広域における交流・連携を促進します。

さらに、情報・通信体系の整備を推進することにより、高度情報化に対応した魅力ある都市を形成します。

なお、住民アンケート調査結果における都市基盤の整備の重点施策は、「魅力あるまちづくりを目指した計画的な市街地整備」や「市町村道、農道、集落道等の生活道路の整備」、「路線バスや循環バスなど公共交通機関の維持と拡充」の割合が高い結果となっています。施策の展開の実施においては、このような住民意向を反映することに努めます。

## 【住民アンケート調査結果（都市基盤の整備）】





## イ 主要施策

### ◆魅力的な市街地と交流拠点の整備

#### ●市街地の魅力ある基盤整備

- ・ 市民の利便性を重視し、行政の中枢を一箇所に集めるため、新庁舎を整備するとともに、アクセス道路等の周辺整備を行ない、新たな行政拠点を形成します。
- ・ 市街地周辺については、まちづくり総合支援事業により、「まちの顔」となる幹線道路や自然的・歴史的資源を有機的にネットワークし、まちの回遊性を高める歩行者の回遊道路、せせらぎ水路等の市街地の基盤整備を進めます。
- ・ 市街地については、豊かな景観、自然、文化的施設さらに既存の各観光施設等を連絡し、公園や河川施設を活用した広域周遊コースを計画検討し、地域住民や訪れた人が安心・快適に散策等を楽しめる歩道・遊歩道の整備や自転車道の整備を推進します。

#### ●交流拠点の整備

- ・ 市民の交流拠点として福祉・健康交流拠点の整備を推進します。
- ・ 身近な交流拠点として地区公民館の整備を促進します。

### ◆計画的・機能的な交通ネットワークの整備

#### ●国道・県道・市道等の整備促進

- ・ 国道 325 号は、県北部経済圏と熊本空港・テクノポリスなどを結ぶ重要な道路であり、4車線化の早期整備を促進します。また、国道 387 号の改良や交通安全対策の事業を促進します。
- ・ 広域的な視点から計画的・機能的な交通ネットワークの強化を図るため、交通円滑化にも配慮して、国道を補完する県道等の整備を促進します。
- ・ 市街地の道路整備については、シンボル道路として整備することで街並みの景観を向上させ、市民の生活利便性の向上と、来街者の導線を確認し、商業地の人の賑わいを取り戻し、観光振興、産業の活性化を促進します。
- ・ 阿蘇・菊池溪谷等の観光地を結ぶ観光ルートや近隣地域との交流・産業ルートなどの確保の為、菊池グリーンロードなどのアクセス道路の整備を推進します。
- ・ 交通安全対策や住民の利便性向上を促進するため、生活道路等の整備や維持管理に努めます。

#### ●公共交通機関の確保・ネットワーク整備

- ・ 公共交通機関の強化策の一つの方策として、現在供用している熊本市～御代志間の鉄道を新市まで延伸することを検討します。
- ・ 市民が利用しやすいコミュニティバスの導入を図るとともに、べんりカーやあいのりタクシーなどの市街地循環バスを検討します。

## ◆情報・通信体系の整備

## ●情報通信網の整備

- ・ 住民に身近なサービスを提供するとともに行政事務の効率化を図るため、新庁舎及び支所等の公共施設間の情報通信網整備を推進します。

## [主な事業]

主要施策	主要事業名
市街地の魅力ある基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新庁舎の建設及び周辺整備事業</li> <li>・ まちづくり交付金</li> <li>・ ウォーキングトレイル事業</li> </ul>
交流拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流拠点整備事業</li> </ul>
国道・県道・市道等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道整備促進事業</li> <li>・ 県道整備促進事業</li> <li>・ 主要幹線道路整備事業</li> <li>・ 観光ルート整備事業</li> <li>・ 地域産業道路整備事業</li> <li>・ 生活道路等整備事業</li> <li>・ 橋梁整備事業</li> </ul>
公共交通機関の確保・ネットワーク整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティバス等運行事業</li> </ul>
情報通信網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報通信網整備事業</li> </ul>

## (8) 自然環境の保全と活用

## ア 基本方針

## 自然と人の調和のふるさとづくり

新市は、阿蘇くじゅう国立公園に代表される豊かな自然環境を有しており、今後も、これらを守って行くことが重要です。

そのため、新市においては、貴重な自然環境を保全するとともに、これらや生態系に配慮した整備を推進することにより、自然環境と人が共生できる都市を形成します。

また、豊かな自然景観を有する田畑や森林の保全整備を図るなど、計画的な土地利用計画を推進します。

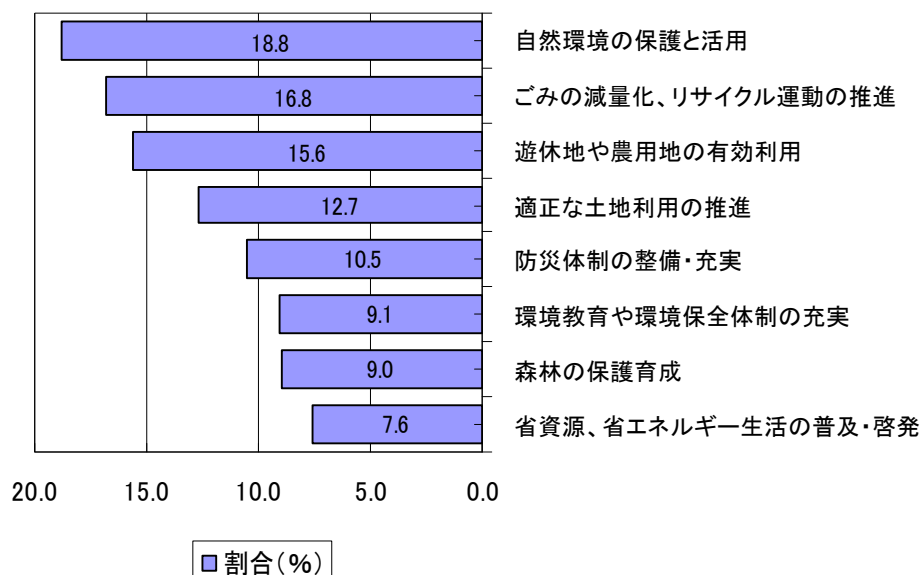
さらに、これらは、地下水かん養等の環境調整機能を有しており、治山・治水対策を推進し、自然災害の防止や森林景観の維持保全に努めます。

なお、住民アンケート調査結果における自然環境の保全活用の重点施策は、「自然環境

の保護と活用」や「ごみの減量化、リサイクル運動の推進」、「遊休地や農用地の有効利用」の割合が高い結果となっています。

施策の展開の実施においては、このような住民意向を反映することに努めます。

【住民アンケート調査結果（自然環境の保全活用）】



イ 主要施策

◆計画的な土地利用の推進

●適正な土地利用の推進

- ・ 新市の土地利用計画を策定し、市街地整備プログラムに沿った整備を図ることにより、適正な土地利用を計画的に推進します。

●遊休地・農用地・森林の有効利用

- ・ 農地の売買・農地のあっせん、交換分合・農地パトロールによる耕作放棄防止及び違反転用防止を推進します。
- ・ 不法伐採や造林放棄を防止し、適正な森林整備による多面的機能を高度に発揮する森林づくりに努めます。

◆自然環境の保全・活用

●自然環境の保護と活用

- ・ ほたるの里としてほたる関係団体の育成、イベントなどを実施し、環境にやさしいイメージ展開を行います。さらにホタル交流館を整備し、環境、省エネの啓発、交流の場として活用します。

●環境保全意識の高揚

- ・ 行政の各施設において、環境マネジメントシステム（ISO14001）を順次取得していくとともに、市民や事業者等に対する環境意識の向上を図るため、学校版 ISO、

家庭版 ISO、事業所版 ISO 等の導入を検討し、地球環境にやさしい循環型社会の構築を促進します。

- ・ 地球環境に関する課題等に対応するため、今後の環境行政の指針であり、総合的、長期的計画として「環境基本計画」を策定します。
- ・ 森林は木材生産のほか、水源涵養、土砂崩壊防止、動植物の保護や育成等の公益的な機能を有しています。この森林を適切に維持管理していくために不可欠な、地域活動を交付金事業により支援し、市民が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

◆治山・治水対策の推進

●防災体制の整備・充実

- ・ 民家や道路等の重要施設の上流部を最優先として、急峻な山林や谷にダム、土砂崩壊防止柵等を整備し、生活環境の保全・形成に努めます。
- ・ 保安林制度を活用し、災害に強い森林づくりを推進します。

●森林の保護育成

- ・ 森林施業計画に基づく森林整備を推進し、森林環境の保全と、森林の持つ公益的機能の維持向上を図ります。
- ・ 森林整備の基本指針である新市森林整備計画による、適正な森林の維持管理を図ります。

【主な事業】

主要施策	主要事業名
適正な土地利用の推進	・ 土地利用計画及び市街地整備プログラムの策定
遊休地・農用地・森林の有効利用	・ 農地流動化推進事業
自然環境の保護と活用	・ ほたる環境整備事業 ・ エコタウン事業（自然との共生） ・ ダム周辺及び下流域整備事業 ・ 自然を生かした公園整備事業 ・ 生態系の保全事業 ・ 河川維持管理事業
環境保全意識の高揚	・ ISO14001 推進事業 ・ 森林整備地域活動支援交付金事業 ・ 環境基本計画策定
防災体制の整備・充実	・ 治山治水事業
森林の保護育成	・ 新市森林整備事業 ・ 新市森林施業計画策定

## (9) 行財政の効率化

### ア 基本方針

#### 効率的な行政運営による健全なふるさとづくり

長引く景気低迷の影響を受け、国及び県、並びに四市町村の財政状況は極めて厳しい状況にあります。

新市においては、厳しい財政状況を踏まえつつ、地方分権社会や多種多様な住民ニーズに対応した行政サービスを市民に提供することが重要です。

そのため、限られた財源の範囲で最大限の成果を上げるため、効率的な行政運営を推進するとともに、将来の安定した行政サービスの提供を図るため、財政の健全化に努めます。

また、職員の適正配置と人材育成を推進し、高度で専門的な行政サービスを提供します。

### イ 主要施策

#### ◆効率的な行政運営

##### ●機能的な組織づくり

- ・ 国・県からの権限移譲による事務等の拡大に対応し、速やかに事務事業を執行するため、組織づくりに努めます。
- ・ 行政サービスについては、これまでの行政と市民の枠組みにとらわれず、市民との役割分担を推進し、市民参加型の組織化に取り組みます。
- ・ 熊本県と市町村が、電子自治体構築の円滑な推進に向け、電子申請受付システム等、必要なシステムを共同で構築し、住民や事業者がいつでもどこからでも行政サービスを利用できる電子自治体化を推進します。
- ・ 各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワークの構築により、住民コードを基に市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理、国、県の機関等に対する本人確認情報の提供により、住民の利便を増進するとともに、行政情報化の社会的基盤として運用します。
- ・ 外国人登録法に基づき外国人登録事務の効率化、窓口サービスの向上を目指し、外国人登録事務処理全体をサポートする電算化を行います。

##### ●行政事務事業の効率化と評価

- ・ 行政評価制度を構築することにより、行政の説明責任を果たすとともに、効率的・効果的な事業の実施、職員の意識改革を目指します。また、行政評価制度は、学識経験者・住民代表からなる行政評価審議会を立ち上げ、職員による内部評価にとどまらない外部評価制度を導入します。

- ・ 個人情報保護条例を制定し、住民の個人情報の保護に努めます。また、住民情報、税情報及び財務会計等の行政情報の整備を図ることにより、行政事務の簡素・効率化及び住民サービスの向上を図ります。
- ・ 土地の評価事務を円滑かつ公平に行うため「固定資産評価基準」に基づき、「適正な時価」を具体的に把握し評価を行います。
- ・ 戸籍は住民の身分関係を公証する公簿としての重要性に鑑み、プライバシーの保護を保ちつつ、戸籍電算化により事務処理の迅速化、住民サービスの向上、正確性、安全性により、多様化した住民ニーズに応える効率的構築であり、今後国において予定されている戸籍オンライン・システムの構築により一層の住民サービスを推進します。
- ・ 全国の地方公共団体及び国と接続する総合行政ネットワーク（LGWAN）に対応した文書起案・保管システム・電子決裁システム・文書管理システム・電子入札システム・情報公開支援システムを導入し、情報公開にも迅速に対応するなど市民サービスの向上を目指します。

#### ◆財政健全化

##### ●財源基盤の強化と計画的執行

- ・ 地方税のうち、市県民税及び法人市民税並びに軽自動車税に係る賦課事務を進めるため申告相談や調査及び変更（異動）処理等を行い、事務処理の効率化を図ります。
- ・ 評価替え及び時点修正時の全筆点検等を行うことにより、宅地の標準地や各筆の評価を適正に調整し認定します。
- ・ 地方税法に基づき、固定資産税の賦課事務を進めていくため、土地家屋の調査及び異動について、電算システムを活用し事務処理の効率化を図ります。
- ・ 市税等に対する市民の理解を深めるとともに、口座振替を推進し収納率の向上に努めます。
- ・ 各種税制の改正に伴う電算システムの変更を推進します。
- ・ 公営企業等の経営は、独立採算の原則の基に、収支のバランスと経営の効率化を推進し、健全な運営に努めます。

##### ●行政経費の削減

- ・ 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行うPFI<sup>注)</sup>事業の調査・研究を行い、行政経費の削減に努めます。
- ・ 市民団体や民間団体等と競合する行政サービスや事務事業については、事業の質を十分に検討した上で外部委託を推進し、行政経費の削減を行います。

注) PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して、公共施設等の建設、維持・管理、運営等を行う事業方式。

◆職員の適正配置と人材育成

●職員の適正配置

- ・ 多様化・高度化する住民ニーズに対応するため、定員適正化計画を策定・公表し、計画的に実施するとともに、知識や技術等職員の能力及び行政需要に応じた職員の配置に努めます。

●職員の資質向上

- ・ 職員の能力が十分に発揮できる組織機構及び人事配置に努めるとともに、人事評価制度の導入検討により、職員の意識の高揚を図ります。
- ・ 自治大学校、市町村アカデミー、日本経営協会等での研修実施により、自治体職員としてのより高度な知識と、高い政策形成・遂行能力を持つ職員を育成します。
- ・ 計画的な人材育成を行うための「人材育成基本方針」を策定します。

[主な事業]

主要施策	主要事業名
機能的な組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本県、市町村電子自治体共同運営事業</li> <li>・ 地理情報システム整備事業</li> <li>・ 住民基本台帳ネットワーク事業</li> <li>・ 外国人登録システム事業</li> </ul>
行政事務事業の効率化と評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政評価システム活用事業</li> <li>・ 電算システム運用管理事業</li> <li>・ 個人情報保護条例の制定</li> <li>・ 固定資産課税土地評価業務委託事業</li> <li>・ 固定資産税電算委託事業</li> <li>・ 総合文書管理事業</li> <li>・ 戸籍電算化事業</li> <li>・ 市民法律相談事業</li> </ul>
財源基盤の強化と計画的執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税申告支援システム事業</li> <li>・ 収納適正化推進事業</li> <li>・ 市民税システム変更事業</li> <li>・ 公営企業等健全化促進事業</li> </ul>
行政経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P F I 推進事業</li> <li>・ 市民サービス外部委託推進事業</li> </ul>
職員の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員適正配置事業（定員適正化計画の実施）</li> </ul>
職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事評価制度導入事業</li> <li>・ 職員の資質向上事業</li> <li>・ 人材育成基本方針策定</li> </ul>



## 第5章 新市における熊本県事業の推進

熊本県は、平成12年6月に策定した熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」の地域計画編において、菊池地域の発展方向を「飛翔の郷づくり～21世紀の交流・定住モデル地域の創造～」と位置づけています。これは、都市と農山村の共生を図り、都市的な利便性と豊かな自然を合わせて享受できるバランスのとれた交流・定住モデル地域をめざすものです。

県では、その目標に向かって、県民、企業・団体、市町村等とのパートナーシップを図りながら、元気あふれる農山村づくり、笑顔ふれあう定住の場づくり、明日を担う新産業創出の拠点づくり、環境保全と地域交流・連携推進に取り組んでいるところです。

菊池北部四市町村の合併により誕生する新市においても、県総合計画で定める菊池地域の発展方向を踏まえ、新市と連携を図りながら次のような事業を推進します。また、新市の一体性の確立及び均衡ある発展に配慮し、新市が実施する各種施策に対して支援を行います。

### 1 連携・交流・住民参加のまちづくり

新市の一体性の創出及び地域活性化を図るため、新市における各地域の特徴を活かした地域づくり、歴史・伝統・文化の再認識及び活用、域外との交流促進、国際交流の推進、ボランティアやNPOの育成等の取り組みを支援していきます。

### 2 教育・生涯学習の推進

学校教育については、児童生徒が自ら学び・考え、主体的に判断・行動することができる「確かな学力」の育成をめざし、基礎・基本を身につけ個性を生かした教育の推進、豊かな人間性を培う心の教育の充実など「生きる力」を育みます。また、社会情勢に対応した情報・環境・国際理解・福祉・人権等に関する教育の推進を図ります。

生涯学習については、住民の多様な学習ニーズに応えるため、新市における学習機会の充実、各種スポーツの振興を支援するとともに、社会教育指導者の養成及び資質向上のための各種研修を実施します。

### 3 都市基盤及び生活環境の整備

既存の社会資本ストックの適正な維持管理・有効活用を図りながら、効果的・効率的な都市基盤及び生活環境の整備を進めていきます。

道路については、広域幹線道路国道325号、国道387号、その他主要な道路である県道熊本菊鹿線、県道原植木線、県道植木インター線等を整備し、域外の熊本都市圏や熊本空港、高速道路IC等の交通拠点へのアクセス向上、地域内交通の円滑化を図るとともに、人にやさしい安全で安心できる歩行空間の確保を図ります。

また、災害発生を未然に防止し、住民の生命や財産を守るため菊池川、河原川等の河川改修や土石流災害等危険度の高い箇所における砂防事業を推進します。河川改修にあたっては、多様な生物の生息環境の整備保全に配慮し、潤いと触れあいのある水辺環境の創出に努めます。

新市が取り組む道路・公営住宅・上下水道・公園・緑地・防災施設の整備、既存市街地の整備、地域情報ネットワーク網の構築等については、事業の必要性を踏まえて積極的に支援していきます。

#### 4 保健・医療・福祉の充実

菊池地域保健医療計画、県高齢者福祉計画、くまもと障がい者プラン、菊池地域母子（親子）保健計画等の各種県計画に基づき、新市や関係機関・団体と連携しながら、ライフステージに応じた保健医療対策、利用者のニーズに応じた福祉サービスの充実など、「すべての人」を視野に入れたユニバーサルデザインの考え方で、誰もが快適に安心して暮らせる社会づくりに努めます。

特に、高齢者対策については、新市の高齢化率が高いことから、体力低下防止、疾病の予防、介護予防等に積極的に取り組むとともに、地域包括支援センター等相談体制の充実、関係者のネットワークの強化等を推進します。

#### 5 産業の振興

農業については、経営の法人化や認定農業者制度の活用による担い手の確保・育成を図ります。また、家畜排せつ物の適正処理、堆肥の有効利用、エコファーマーの育成等による環境に配慮した安全・安心な農畜産物生産及び新品種・新技術導入や生産組織再編による農産物の高品質・低コスト化を推進し、売れる農産物づくりに努めます。

竜門ダムの用水を利用したかんがい営農については、用水の有効利用による農産物の品質向上、新規作物の産地化を推進します。

基盤整備については、環境との調和に留意しながら、菊池台地土地改良事業、中山間地域総合整備事業等により区画整理、農道等の生産基盤や集落排水等の生活環境基盤の整備を推進します。このことにより農業生産性の向上や快適な生活環境の形成を図るとともに、県土の保全等農業・農村の多面的機能の発揮にも努めます。

また、新市が取り組むグリーンツーリズムや体験農業を支援し、農業理解の促進、生産者と消費者との共生、地産地消を推進します。

林業については、計画的な間伐・造林による森林整備、担い手の育成・確保、機械化等による生産性の向上、公共施設・公共工事における県産材の利用、都市と山村との交流等を推進します。

商工業については、商店街活性化や中小企業者・小規模事業者に対する支援を行うとともに、交通アクセスに恵まれた好条件を活かし、引き続き企業立地を推進します。

観光については、豊かな自然、温泉等観光資源の魅力アップや広報に対する支援を行う他、九州新幹線の開業を睨んだ観光ルートの開拓など新たな観光戦略を展開していきます。

## 6 環境の保全・活用

持続可能な循環型社会の構築に向けて、省エネ・省資源、ごみの減量化・リサイクルに係る新市等の取り組みを支援するとともに広報・啓発に努めます。

自然環境については、景観形成や地下水涵養等多面的機能を持つ森林や農地の保全、公共事業等における環境配慮の推進、廃棄物処理の監視体制の強化、多数立地している工場の排水や有害物質の適正処理に努め、その保全を図ります。また、水源、河川、森林等恵まれた自然を観光や域外との交流に活用します。

さらに、環境問題に対する住民の理解を深めるため、学校における環境教育推進、住民への環境学習機会の提供に努めます。

## 7 その他

県は、新市が新市建設のために必要とする緊急かつ特別な財政需要に対して支援を行うため、熊本縣市町村合併特別交付金を設けています。この交付金により、新市への円滑な移行に資するための事業、新市が新市建設計画に基づいて実施する事業等を支援します。

## 第6章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設の整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分に配慮するとともに、地域のバランス及び財政事情を考慮しながら実施していくことを基本とします。

なお、合併に伴い必要となる新庁舎は、新市の地形や人口の分布に配慮した位置に設置するものとし、支所となる旧庁舎等は、市民サービスの低下を招かないように十分に配慮し、必要な機能の整備を図っていきます。

## 第7章 財政計画

### 1 前提条件等

本計画は、合併後の平成17年度から令和6年度までの20年間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績を基礎として、合併に係る特例措置を見込み、普通会計ベースで策定しています。

なお、平成17年度から平成30年度までは決算額、令和元年度は当初予算額であり、令和2年度以降については現行制度を基本として、以下のとおり推計しています。

#### (1) 歳入

##### ア 地方税

個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税等があり、過去の実績により見込んでいます。

##### イ 地方譲与税等

地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金等があり、過去の実績により見込んでいます。地方消費税交付金については、消費税率の引き上げに伴う増収を見込んでいます。

##### ウ 地方交付税

普通交付税及び特別交付税があり、国の地方財政計画を考慮するとともに、合併特例債にかかる元利償還額の70%の普通交付税措置分を見込んでいます。また、平成27年度から令和元年度までは普通交付税の合併算定替による段階的な縮減措置を、令和2年度以降は一本算定による額を考慮しています。

##### エ 分担金及び負担金

過去の実績により見込んでいます。

##### オ 使用料及び手数料

過去の実績により見込んでいます。

##### カ 国・県支出金

計画事業における財源を見込んでいます。

##### キ 地方債

新市建設計画における主要事業等を基に、通常の地方債のほか合併特例債の活用を見込んでいます。臨時財政対策債については、令和2年度以降も継続して発行されるものとして推計しています。

#### ク その他の収入

財産収入、繰入金、繰越金、諸収入等があり、過去の実績及び推計の積み上げにより見込んでいます。

### (2) 歳出

#### ア 人件費

人件費とは、議員報酬、特別職給与、職員給与、共済費等があります。  
令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入による影響額を見込んでいます。

#### イ 物件費

物件費とは、業務（ごみ収集や施設等の管理等）を委託する経費や事務の経費等です。

過去の実績及び推計の積み上げにより算出し、運営方法の見直し等による削減効果を見込んでいます。

#### ウ 扶助費

扶助費とは、福祉関係の措置費や福祉医療扶助費の経費等です。

過去の実績および保育料無償化の影響を考慮し、今後の社会保障経費の増加を見込んでいます。

#### エ 補助費等

補助費等とは、一部事務組合や各種団体等に対する負担金や補助金等です。

過去の実績により見込んでいます。

#### オ 公債費

公債費とは、主に建設事業を行う際に借り入れた借入金の返済金です。

現在までの借入れに対する元利償還金に、新市建設計画普通建設事業をはじめとした計画事業における借入額及び臨時財政対策債の元利償還金を見込んでいます。

#### カ 繰出金

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・下水道事業特別会計等への繰出金です。

過去の実績を基に、高齢化社会に伴う介護保険特別会計への繰出金の増を見込んでいます。

#### キ 普通建設事業費

普通建設事業費とは、道路や施設の建設等を行うための経費です。新市建設計画における主要事業等を基に見込んでいます。

#### ク その他の支出

維持補修費、貸付金、災害復旧費等があり、過去の実績及び推計の積み上げにより見込んでいます。

### (3) 国・県の支援

**ア 合併市町村補助金（国）** 【 3年間で4.8億円】  
 （市町村建設計画に基づく事業に対する国からの補助金）

**イ 市町村合併特別交付金（県）** 【 5年間で7億円】  
 （市町村建設計画に基づく事業に対する県からの交付金）

#### ウ 合併特例債

##### ●合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置

【 20年間標準全体事業費の上限約224.3億円、普通交付税算入額 約149.1億円】

合併に伴い必要となるまちづくりのための事業については、事業費の95%に合併特例債が充当でき、その内元利償還金の70%が後年度において普通交付税の基準財政需要額として措置されます。

##### ●合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置

【標準基金規模の上限約25.7億円、普通交付税算入額 約17億円】

合併後の市町村における地域振興のための基金造成については、標準基金規模の上限95%に合併特例債が充当でき、その内元利償還金の70%が後年度において普通交付税の基準財政需要額として措置されます。

**エ 普通交付税** 【 5年間で 約5.4億円】

合併直後に必要となる臨時的経費（基本構想の策定、ネットワークの整備、住民サービスの水準の調整等）を5年間にわたり均等に普通交付税で措置されます。

**オ 特別交付税** 【 3年間で 約7.5億円】

新たなまちづくり、公共料金格差調整について、1年目5割、2年目3割、3年目2割の割合で3年間にわたり、特別交付税で措置されます。



2 財政計画

【歳入】

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1 地方税	4,882	4,887	5,443	5,406	5,016	4,929	5,057	4,938	4,986	5,173	5,284	5,285	5,483	5,543	5,448	5,428	5,428	5,428	5,428	5,428	5,428
2 地方譲与税等	1,490	1,632	1,192	1,151	1,109	1,028	991	950	941	1,016	1,419	1,295	1,331	1,362	1,313	1,531	1,531	1,540	1,540	1,540	1,540
3 地方交付税	8,249	7,967	7,777	7,903	8,443	9,157	9,421	9,527	9,327	9,205	9,189	8,918	8,665	8,547	8,158	8,262	8,165	8,161	8,041	8,041	8,187
4 分担金及び負担金	438	428	419	418	395	386	382	381	414	393	404	366	375	335	379	350	350	350	350	350	350
5 使用料及び手数料	556	456	397	457	458	461	467	429	431	433	398	410	400	401	395	400	400	400	400	400	400
6 国・県支出金	4,256	4,056	3,499	3,650	5,835	6,732	5,365	5,217	6,612	5,663	7,198	8,939	10,405	7,889	6,345	6,117	6,149	5,926	5,870	6,015	6,015
7 地方債	2,767	2,351	1,926	1,966	2,342	3,070	2,839	3,013	2,966	2,849	3,982	7,135	4,241	2,708	3,043	2,509	2,170	2,002	1,678	1,862	1,862
8 その他の収入	4,004	2,030	1,695	1,737	1,456	1,167	1,303	1,493	1,475	1,276	2,066	3,538	3,536	2,347	3,306	2,841	2,412	2,292	2,054	2,284	2,284
歳入合計	26,642	23,807	22,348	22,688	25,054	26,930	25,825	25,948	27,152	26,008	29,940	35,906	34,436	29,132	28,387	27,438	26,605	26,099	25,361	26,066	26,066

【歳出】

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1 人件費	4,668	4,558	4,500	4,424	4,248	4,152	4,119	3,777	3,774	3,857	3,848	3,939	3,709	3,675	4,273	4,484	4,424	4,376	4,322	4,260	4,260
2 物件費	2,817	2,477	2,425	2,527	3,115	2,767	2,915	2,864	2,883	2,981	3,050	5,202	5,805	3,386	3,677	3,712	2,993	2,936	2,987	2,928	2,928
3 扶助費	2,919	2,924	3,103	3,212	3,407	4,200	4,473	5,019	5,191	5,538	5,746	5,925	6,128	6,035	6,317	6,177	6,267	6,365	6,382	6,480	6,480
4 補助費等	2,291	2,302	2,314	2,538	3,222	2,909	2,400	2,242	2,285	2,380	3,640	4,627	5,980	4,835	4,086	4,093	4,023	3,793	3,778	3,817	3,817
5 公債費	2,821	2,916	3,001	3,140	3,394	2,814	2,822	2,776	2,691	2,739	2,923	3,130	2,953	3,229	3,619	3,540	3,678	3,737	3,349	3,806	3,806
6 繰出金	2,590	2,760	2,570	2,378	2,343	3,875	2,642	2,777	2,701	2,905	3,110	3,018	3,052	3,100	2,441	2,251	2,267	2,300	2,308	2,306	2,306
7 普通建設事業費	5,315	3,759	2,514	2,715	3,530	5,059	4,086	3,457	5,305	3,683	4,121	6,558	4,715	3,841	3,616	2,864	2,498	2,055	1,652	1,886	1,886
8 その他の支出	2,317	1,607	747	767	686	468	664	1,288	885	529	2,329	2,518	1,344	756	358	317	455	537	583	583	583
歳出合計	25,738	23,303	21,174	21,701	23,945	26,244	24,121	24,200	25,715	24,612	28,767	34,917	33,686	28,857	28,387	27,438	26,605	26,099	25,361	26,066	26,066



